

9月18日（水）



# 令和 6 年 9 月 18 日（水曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（38名）

2番	渡辺正剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
3番	永山敏郎	(県民連合立憲)
4番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
5番	工藤隆久	(同)
6番	荒神稔	(宮崎県議会自由民主党)
7番	福田新一	(同)
8番	本田利弘	(同)
9番	山内いっとく	(同)
10番	山口俊樹	(同)
11番	下沖篤史	(同)
12番	齊藤了介	(同)
13番	濱砂守	(同)
14番	黒岩保雄	(緑風会)
15番	脇谷のりこ	(親和会)
16番	松本哲也	(県民連合立憲)
17番	山内佳菜子	(同)
18番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日高博之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	佐藤雅洋	(同)
23番	日高陽一	(同)
24番	安田厚生	(同)
25番	内田理佐	(同)
26番	川添博	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山下寿	(同)
34番	外山衛	(同)
35番	武田浩一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	山下博三	(同)
39番	野崎幸士	(同)

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	田村伸夫

## 事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也

---

◎ 議案第21号追加上程

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程ですが、お手元に配付のとおり、知事から議案第21号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎幸士副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第21号を上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○野崎幸士副議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、国際定期便「宮崎－台北線」の再開について御報告を申し上げます。

同路線は、新型コロナの影響により令和2年2月から運休しておりましたが、台湾の航空会社であるタイガーエアにより、本年11月26日から毎週火曜の週1便で運航される見通しとなりました。

これまでの台北線再開に向けた、県議会をはじめとする関係者の皆様の御支援・御協力に改めて感謝申し上げます。

先般、御報告しましたソウル線の冬季増便に加え、今回の台北線再開により、インバウンドのさらなる増加や県民の利便性向上等が期待されるところであります。県では、これらの路線

の維持・充実につながるよう、今後も利用促進などにしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き、県議会をはじめ県民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました補正予算案は、令和6年8月8日に発生した日向灘沖の地震への対応等に必要な経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計10億162万4,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,770億9,260万9,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金2億9,069万4,000円、繰入金3億9,653万円、県債3億1,440万円であります。

次に、事業内容についてであります。

まず、公共事業関係です。

公共施設やインフラの復旧につきましては、当初予算に計上済みの災害復旧費を活用して迅速に対応しておりますが、現時点で不足が見込まれる、油津漁港など6漁港における沈下箇所等の復旧について、追加で提案しております。

次に、公共事業費以外の主な事業であります。

まず、南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業は、避難所の断水時対策として、指定避難所となっている県有施設のマンホールトイレの整備や、トイレカー3台の導入等を行うとともに、南海トラフ地震臨時情報等の啓発を行うものです。

次に、社会福祉施設等災害復旧事業は、社会福祉法人等に対して、地震により被災した福祉施設等の復旧に要する費用を補助するもので

す。

次に、中小企業BCP策定等緊急支援事業は、県内企業の災害対応力の強化を支援するため、本県版の事業継続計画のひな形の作成及び普及啓発に取り組むとともに、県内中小企業に対して、災害対策設備等の導入に要する費用を補助するものです。

次に、観光みやぎき緊急誘客事業は、地震で生じた国内外観光客の不安を払拭し、本県への観光需要を早急に回復するため、国内向けの新たな旅行商品の造成等や、海外向けの誘客プロモーションを実施する旅行会社等への支援に要する費用を、県観光協会に対して補助するものです。

次に、木造住宅等耐震化支援事業は、市町村に対して、旧耐震基準の木造住宅に係る耐震化対策等を行う所有者への支援に要する必要を補助するものです。

以上、先般の地震に対応するための追加議案の概要について御説明いたしました。

なお、台風第10号による災害対応に係る予算につきましては、現在、当初予算に計上している災害復旧費を活用して、公共施設やインフラ等の復旧作業に取り組んでいるほか、市町村等と連携し、被害の確定を行いつつ、今後の影響等を見極めていくこととしております。

今後、既定予算では対応し切れない場合には、内容を精査の上、11月定例会を目途に、補正予算の編成を検討していきたいと考えております。

今回の地震及び台風の影響を受けた皆様は、一日も早く日常を取り戻していただけるよう取り組んでまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士副議長 知事の説明は終わりました。

た。

---

### ◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。自民党の齊藤了介でございます。

本日3回目の一般質問となりました。早いもので、昨年4月30日に県議会議員として負託を受けましてから1年と5か月が過ぎようとしております。その間、昨年の文教警察企業常任委員会であったり、今年度の厚生常任委員会であったり、特別委員会、本当に毎日、県議会議員として勉強する日々でありますけれども、これまで活動してきた中で、県民の皆様から御意見をいただいたり、これはやっぱり変えるべきじゃないか、そういった6点につきまして質問させていただきます。

今日は水曜日なんですけれども、宮崎市倫理法人会——先般、知事にも御講演いただいたんですが——に出席してきました。毎週水曜日は、朝4時40～50分に起きまして、6時から7時まで会員の皆様と一緒に勉強させていただいております。

ここに3年ぐらい通っているんですけれども、議会の中でも、会員であったり、講師としてお話しされた方はたくさんいらっしゃると思います。改めて感じるのが、我々政治家、そして公務に就いていらっしゃる公務員の皆様も、こういった倫理を学びながら、人としてどう生きていくべきか、このことが大切だなと今朝も感じた次第であります。

それでは質問に入らせていただきます。

今年1月に起きました能登半島地震直後の2月議会、それから6月議会、そして8月に本県

を襲いました地震、台風第10号もありました。こういったことで、この9月議会の代表質問でも、そして一般質問でも災害関連の質問がたくさん寄せられましたので、その中で、私がどうしても訴えたい、そしてお尋ねしたい事項について質問させていただきます。

まず、8月8日に発生しました日向灘を震源とする地震により、県内のホテル・旅館等宿泊施設におきまして約2万4,500人のキャンセルが生じ、約3億円の損失が発生したと伺っております。

今朝の地元紙でも、宮崎市議会の中でさらにその数が増えていくという説明があったようですけれども、このことによって、新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けました観光産業にとりましても、ようやく回復してきた矢先のことだけに、業界のダメージも相当であると考えます。

このことにつきまして、先日、県ホテル旅館生活衛生同業組合から知事宛てに、宿泊クーポン券事業やキャンセル補償を行ってほしい旨の要望書が提出され、先ほど知事のほうから議案第21号令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)が追加提案されましたが、県としてどのように対応されるお考えか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終え、あとは質問者席から行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

今回の地震に伴い、県ホテル旅館生活衛生同業組合から、誘客対策や情報発信、金融支援などの要望をいただいております。

私としましては、地震の影響を最小限にとどめ、観光需要の早急な回復を図る必要があるとの考えから、今回、緊急誘客対策として、国内

の旅行会社が行う新たな商品造成と観光情報の発信や、韓国・台湾の航空会社等が行う誘客プロモーションへの支援により、国内外の観光客の不安払拭と宿泊客の増加を図る事業について、補正予算案で計上したところであります。

また、地震の影響を受けた事業者の経営・金融に関する様々な相談に対応するため、発災翌日には特別相談窓口を設置したところであります。

組合の皆様からは、「初めて国が発表した南海トラフ地震臨時情報に伴う不安というものを払拭するため、明るい前向きな情報発信をしていただきたい」、特にそのような強い要望をいただいております。

先日開催されました日向坂46の「ひなたフェス」は、全国から多くのファンが来県され、まちなかにもぎわい、地震や台風による被害で暗いムードもありましたが、それが随分明るいムードに転換し、地震後の本県観光回復の後押しとなったものと考えております。

今後、今回の補正事業に取り組むことで、さらなる本県の元気な姿の発信や誘客対策を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○齊藤了介議員 宮崎市のほうも、県外客を対象に1回5,000円を上限としまして宿泊費の半額補助、県と一緒に、観光誘客緊急支援事業6,000万円を予算計上したということを知りました。県、市それぞれが連携を取って、一日も早い需要回復につながることを願っております。

次に、地震で最も怖いのが津波です。自力で避難できる方々は、平時から自治会等が主催する避難訓練に参加することが大事ですが、問題は、自力で避難できない方々がいらっしゃる高齢者施設や障がい者施設、特別支援学校です。

本県には、津波被害が想定されている沿岸部に、これらの学校や社会福祉施設、医療施設が幾つ存在しているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（児玉憲明君）** 令和6年3月31日時点で国土交通省が調査した沿岸市町からの回答によりますと、南海トラフ巨大地震等の津波浸水想定区域内において、幼稚園や小中学校、特別支援学校などの学校が49、老人福祉施設や障がい者支援施設などの社会福祉施設が383、病院や診療所などの医療施設が90、合計で522施設という結果になっております。

**○齊藤了介議員** 今、522施設が存在しているということでありませけれども、特にこれらの施設につきましては、地震が発生してから直ちに避難しなくちゃいけないわけですが、高齢者施設や障がい者施設の要配慮者の避難対策について、県はどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

同じく特別支援学校の取組についても、教育長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 高齢者や障がい者が生活しています介護保険施設や障がい者福祉施設等では、津波の襲来が迫っている場合、迅速かつ的確な避難により、利用者の生命を守ることが何よりも求められます。

このため、法令等によりまして、こうした施設等に対しましては、非常時に備えた具体的な計画の策定、関係機関との連携体制の整備、定期的な避難訓練等の実施が義務づけられております。

県では、事業者に対しまして、直接施設に向く実地指導におきまして、こうした非常災害対策に向けた取組の実施状況等を確認しております。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 特別支援学校のうち、日南くろしお支援学校が津波浸水想定区域にあり、地震・津波を想定した避難訓練を危機管理マニュアルに基づき、児童生徒の障がいの特性も踏まえ、年3回行っております。

さらに具体的には、訓練に当たって、車椅子の児童生徒は、教員と一緒に階段避難車で屋上へ避難したり、大きな音に不安を感じる児童生徒は、イヤーマフ等の遮音具を装着したりするなど、障がいに応じた訓練も行っております。

また、医療的ケアの児童生徒のためのポータブル電源や、3日分の水や食料などが入った個人別の非常用袋を常備し、常に災害に備えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、危機管理課等と連携し、児童生徒の命を守るための避難対策に取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 日南くろしお支援学校においては、年3回、先生たちが児童生徒と一緒に避難訓練を行っている、また備蓄等もされているということで、非常に安心したんですけれども、一方で、高齢者施設、障がい者施設に関しては、施設側に義務が課せられていて、そこがきちっと利用者さんを守らなくちゃいけないということなんです。そうすると、居住型の施設につきましては、夜間は職員も少なく、その状況で自力で避難できない人たちをどうやって安全な場所に移動させるかが重要な課題となります。

本県のあるドクター、お医者さんが、避難の手助けが必要な方々を背中に背負って避難するためのしよいこを作られたということで、私も先日、お会いしてきたんですけれども、こういったしよいこのように、県として、避難する際の資機材の整備に対する支援や普及に向けた

啓発にどのように取り組んでいるか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（児玉憲明君）** 津波から逃げ遅れる人をなくすためには、自力で避難できない要配慮者の避難対策に取り組む必要があります。避難する際の資機材の整備は重要な課題であります。

このため県では、地域の自主防災組織が担架やリヤカーなどの避難に活用する資機材を整備する際、市町村を通じた補助を行っております。

また、その普及・啓発については、県総合防災訓練に合わせて実施した介護福祉施設での避難訓練において、要配慮者の避難のための資機材を実際に活用したり、防災士ネットワークによる講習会での体験、自治会の避難所運営訓練等の防災活動での使用を通じて普及・啓発を行っています。

今後とも、市町村等と連携しながら、要配慮者の避難対策に取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 県におかれましては、災害が起きた後に「想定外だった」という言葉を使わないでいいように、救える命を確実に救っていただけるよう、施設とか市町村と一緒にあって、課題の解決に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

この項目の最後の質問です。

今回の台風第10号によります突風や竜巻による被害は、家屋や公共施設の損壊、農林水産業の施設にも甚大な被害をもたらしました。

8月20日、自民党会派により、兵庫県立大学教授で内閣府防災教育チャレンジプラン実行委員会委員長をされています木村玲欧先生の「南海トラフ巨大地震に備える～孤立する宮崎が生き残るために」といったテーマの講演を聞きま

した。今や災害は頻繁に発生するリスクで、自然が変わった今、個人・組織・社会も変わらなければならないという内容のものでした。

その中で、熊本県の熊本地震復興基金のことを知りました。復興基金は、国の支援が行き届かない被災者の方々のきめ細やかなニーズや地域の再生に対応していくものようですが、本県が持つ基金として、災害救助基金や大規模災害対策基金がございませけれども、どのように活用されているのか、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（児玉憲明君）** 災害救助基金は、災害救助法の適用を行った場合の避難所の設置や住宅の応急修理など、被災者の救助に要する経費や必要な備蓄物資の購入経費などに充てられるため、国庫支出金を含め、法に定められた一定額を積み立てております。

直近では、令和4年の台風第14号で活用しており、今回の台風第10号でも、いわゆる「おそれ適用」も含め適用自治体が要した、法に定められた経費に充当する予定です。

また、大規模災害対策基金は、東日本大震災後に、大規模災害に備え防災・減災対策を一層推進するため、平成25年度に設置しております。これまで、市町村が実施した津波避難タワーや避難路の整備、県庁舎の非常用電源の浸水対策等に活用しております。

**○齊藤了介議員** 今の御答弁のとおり、災害救助基金は法律で定められているということで、今後ますます頻発するであろう地震・台風災害に対しまして、基金の充実化も図ってほしいということをお願いしておきます。

次に、観光施策について御質問させていただきます。

県内には、観光客に県内の観光施設を案内し



てくださる観光ボランティアガイド団体が各地にあり、それら団体間の連帯を深め、サービスの向上やおもてなしの推進に寄与することを目的に、「癒しの国みやざき観光ボランティア協議会」が設置されています。

宮崎県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」では、県内の各観光ボランティアガイドが紹介されていますが、他県では、併せて県内の観光ボランティアガイドが掲載された冊子も作っているところもございました。

本県でも案内冊子を作り、今まで以上に観光客に観光ボランティアガイドの情報を発信していくお考えはないか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 県内には19の観光ボランティアガイド団体があり、県では、県観光協会と連携して「癒しの国みやざき観光ボランティア協議会」を組織し、団体相互の連帯や心のこもったおもてなしの推進に取り組んでおります。

また、観光ボランティアガイドの活動を観光客に周知するための情報発信が重要でありますことから、現在、県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」において、各ボランティアガイド団体のホームページを案内し、利用希望者が最新の情報を確認いただけるようにしているところです。

今後の情報発信の在り方については、当協議会と十分に意見交換を行いながら、より効果的で効率的な方法を検討してまいります。

**○齊藤了介議員** ぜひ他県の情報もお調べいただいで、先ほどお願いしました冊子等の制作がもしできるなら早急にやっただくようお願いします。

九州地方知事会、それから九州経済連合会、

九州商工会議所連合会、九州経済同友会、九州経営者協会から成ります九州地域戦略会議、すごい組織なんですけれども、こちらで策定された九州観光戦略の実行委員会として設立されました一般社団法人九州観光機構も、観光ボランティアガイドは九州全体の観光にとって重要な財産と捉え、これまで各県持ち回りで研修を行ってまいりました。

今後は、九州観光ボランティアガイド研修会を終了し、九州各県の観光ボランティアガイド連絡協議会を設立し、各県連絡協議会間の連携によって、各ガイド団体間の情報交換、事例共有を強化し、課題解決につなぐこととする考えのようであります。

そうなりますと、先ほどお話ししました「癒しの国みやざき観光ボランティア協議会」の役割はますます大きくなると思われ、県内観光ボランティアガイド間の交流促進やボランティアガイドの資質を高めるための知識や話術のスキルアップを定期的に行うための研修が必要になってくると思われます。

県内の各観光ボランティアガイドで行っている研修と併せまして、県全体での研修会もさらに強化していく必要があると思われませんが、九州地方知事会の会長を務められます河野知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 歴史や神話、自然など地域の魅力を熟知する観光ボランティアガイドの方々が、おもてなしの心で案内をしていただくことは、観光地の魅力や観光客の満足度を高める重要な要素と考えております。

サッカーや野球の試合でも、専門家の解説を聞きながら観戦すると、また魅力が高まる。それと同様に、例えば私も日之影で森林セラピーを体験したときは、ガイドの方の説明を聞く

と、見るもの感じるものが全く違って見える、とても魅力が高まったことを覚えております。

このため、九州地方知事会と経済界が連携して組織する九州地域戦略会議において策定しました第3期九州観光戦略の中でも、地域住民によるおもてなし風土の醸成を図ることとしております。九州全体で、観光ボランティアガイドの活躍・充実に向けた取組を進めております。

また、県としましては、今年度から、御紹介のありました「癒しの国みやざき観光ボランティア協議会」が開催する県全体の研修会に対して助成を行い、観光ボランティアガイドのスキルアップや団体間の情報交換、事例共有等を図ることとしております。

今後とも、当協議会と連携し、研修会の内容充実等を図りながら、また九州各県と連携してそのノウハウを共有するなど、観光ボランティアガイドの活動を強化し、魅力ある観光地域づくりを推進してまいります。

**○齊藤了介議員** 今、助成をしていただくという御答弁だったんですけれども、今回、私にこのこととお話しいただいたボランティアガイドの役員さんがおっしゃっていたのが、福岡のほうで開催された九州全体の会議の中で、各県のボランティアガイドの方と意見交換する中で、他県はやっぱり県が物すごくバックアップしてくれていると。

自分たちにおいては、県の観光協会の方がサポートはしてくれているけれども、その後ろにいる県の観光担当の部署の方たちの姿が見えなくて、お金を補助してくれることも大事だけれども、やっぱり大事なのは、職員の方もそこに入っていて、いろんな困り事を聞いたりサポートしてあげたり、今、活動する事務所がなかったりとか、いろんなことも聞いておりま

すので、ぜひそちらにも努めていただきたいと思います。

これは市議を長く経験した私の今の1年数か月の感想なんですけれども、県庁の職員を見ていると、日本というのは、国があって都道府県があって市町村という、三層構造になっています。

市町村の職員は、常に住民と接しているもので、やっぱり現場力があります。ところが、県庁の方は、より上にいらっしゃるということで、官僚的という言葉が正しいのかちょっと分からないんですけれども、以前、私が知事に県と市町村の関係性についてお伺いしたときに、若い頃、どこか関東近郊のほうの市に行かれたとき、県の方が偉そうだったと。

私は決して偉そうとは思っていないんですけれども、各課においてもっともっと現場に入らないと、恐らく机上やパソコンでは分からない実務がたくさんあると思うので、そちらも御指導いただければと思っております。

次に、3つの日本一挑戦プロジェクトの一つとしまして、スポーツ観光プロジェクトがあります。

スポーツ環境の充実により、地域経済の活性化、観光振興などの好循環の創出を指すものでありますが、スポーツ選手の体をつくり、よりよいパフォーマンスにつながる、本県の強みでもある「食」との関係をもだまどうまく生かしていないのではないかと感じます。

プロ野球、Jリーグ、ラグビー日本代表と様々な一流アスリートが本県でキャンプや合宿を行っていますが、選手たちの食事に本県食材を使ってもらうための取組についてお伺いいたします。

また、トップアスリートによりますSNSや

メディアを使つての本県食材のPRはできないものか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 現在、県では、県産食材のPRのため、プロ野球やJリーグ、国内外代表合宿などのトップアスリートのキャンプ・合宿の機会を捉え、宮崎牛やみやざき地頭鶏、日向夏などの新鮮な果実をチームに提供し、選手への食事に取り入れていただく取組を行っております。

また、その提供の際には、広報のため、新聞、テレビなどのメディアを招いて贈呈式を開催するとともに、選手に対して、県産食材を利用した食事の印象をSNSで可能な限り発信していただくようお願いしているところであります。

**○齊藤了介議員** 今、部長が御答弁いただいた、県のほうでいろいろと贈呈されていることは、ニュース等々で私も存じ上げていまして、私が訴えたいのは、県が贈呈している食材以外の県産食材につきましても、本県にはトップアスリートに勧めたい食材がまだまだたくさんあると思います。

農政水産部や県内の食に関する専門家たちと連携し、チームの栄養管理士やトレーナー等に対しアプローチをして採用してもらうなど、PRに向けた努力をしてほしいと思います。このことにつきまして、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 贈呈品以外の県産食材をキャンプ・合宿時においてチームの食事に採用し、また、選手にそのPRをお願いすることについては、キャンプ・合宿の期間中、選手が練習に集中できる環境をつくることや栄養管理の観点など、チーム側の意向を尊重する必要がありますことから、難しい状況に

あると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、県産食材全体のPRにつながる大事な視点であると思われることから、キャンプ・合宿時にどのようなPRの方法が可能なのか、関係部局や関係者との意見交換を進めてまいります。

**○齊藤了介議員** これはスポーツランド推進課というところが担当されていまして、ここは宮崎に来ていただける各クラブチーム等々の円滑な受入れを担う課というふうに私は認識しております。食ということになると、農政水産部の課題になるんじゃないかと。ぜひ農政水産部長にも、県産品の消費拡大策の一つに「スポーツランドみやざき」を活用した方法があるということをお理解いただいて、連携をお願いしたいと思います。

次に、本県を代表します観光地の一つに県立平和台公園があります。ここにあります八紘一字の塔、八紘之基柱（あめつちのものはしら）という言い方もするんですけれども、紀元2600年記念事業として、昭和12年、第29代相川勝六知事時代に計画され、昭和15年11月25日、第30代長谷川透知事時代に完成されました。

この八紘一字の塔を含む平和台公園は、開園してから約70年が経過し、様々な箇所にて老朽化が見られます。八紘一字の塔に造られております一霊四魂——荒御霊、和御霊、奇御霊、幸御霊像の周りにも草が生えていて、塔の下の敷石も剥がれている箇所が数か所あります。また、第1駐車場にあります男子用トイレも故障し、長い間使用できない状態にあります。

これらの対応も含め、今後どのようにして老朽化の激しい平和台公園を維持していくお考えか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県立平和台公

園は、昭和32年に開園し、観光地として、また県民の憩いの場として広く親しまれておりますが、一方で、開園から約70年が経過し、公園内の各施設の老朽化や機能の低下などが課題となっております。

議員御指摘の第1駐車場のトイレにつきましては、現在、補修工事を行っており、来月には使用を再開する予定であります。

また、平和の塔の玉石舗装や雑草についても、指定管理者との調整を行い、速やかに作業することとしております。

県としましては、県内外から多くの方々が平和台公園を訪れ、気持ちよく利用していただけるよう、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

**○齊藤了介議員** この平和台公園なんですけれども、戦前は岡山公園という名称だったみたいで、いろいろと当時の記録を調べますと、相川勝六知事という方は、東京帝国大学の法科大学を出られて内務省に入られて、そして官選知事として宮崎県に赴任されて、宮崎県の次に広島県知事になられているということで、何かすごく河野知事と御縁を感じたところであります。

また、八紘一字の塔を設計されました日名子実三さんなんですけれども、私が会長を務めます宮崎県サッカー協会の上の団体である日本サッカー協会、ここのシンボルマークでもあります八咫鳥のデザインを制作された方でもあります。

昨日の内田議員の御質問にもあったんですけれども、昭和37年5月2日に、皇太子殿下、美智子妃殿下、現在の上皇と上皇后様も御訪問されているということですし、私は、この平和台公園というのは、我々日本国民にとって大切な聖なる地だと思っております。

次の皇紀2700年が間もなくやってまいりますので、県としては、しっかりこの聖地を守っていただきたいと願います。

次に、宮崎空港国際線の韓国ソウル線が現在の週3便のところ、10月27日から12月17日までは週5便、12月18日から来年3月29日までは週7便に増便するという、本県にとって大変うれしいニュースがありました。

一方の台湾台北線ですが、知事や副知事、経済団体、県議会とこれまで要望活動を続けていたものの、再開のめどが立たなかったところに、先日の日高陽一議員の代表質問で、11月からタイガーエア台湾が週1便、定期就航する見込みとの知事答弁がございました。

私は、インバウンドばかりに期待するのではなく、我々県民も相手国を訪問するアウトバウンドがあつてこそ、永続的に国際線が守られるのではないかと考えますと、このチャンスに、県民に韓国や台湾に興味を持ってもらうための仕掛けが必要じゃないかと考えます。

国際線のアウトバウンド促進を図るため、県民の韓国や台湾に対する興味や関心をどのように高めていくか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(重黒木 清君)** 国際線の安定した運航には、議員御指摘のとおり、双方向の利用が重要であり、アウトバウンドの促進には、県民の皆様にはまずは韓国や台湾を知っていただき、興味・関心を喚起することが必要であります。

このため県では、これまで大型商業施設等でのイベントの開催や、テレビ番組、SNSのライブ配信等による韓国、台湾の食や文化などに関する情報発信のほか、先月には、宮崎空港を利用した韓国、台湾の修学旅行について、高校

生が自ら行程を考えプレゼンを行う、修学旅行プロデュース大会を開催するなど、様々な取組を進めてきたところであります。

県といたしましては、引き続きこのような取組を進め、アウトバウンドの増加を図るとともに、インバウンドも含めた双方向での利用促進に取り組み、国際線の維持・充実に努めてまいります。

**○齊藤了介議員** 先ほど知事答弁にございました、9月7日、8日の日向坂46の「ひなたフェス2024」のことで私も耳にしましたのが、これまで芝を傷めるということを理由に、プロ野球キャンプを考慮して、野球以外のイベントは許可されていなかったということだったんですけれども、今般、県のほうが芝の管理についていろいろと研究されて、今回の「ひなたフェス2024」が開催されたということを知ったときに、本当に関係各位の皆様にご挨拶いたしますし、無理だと諦めるのではなくて、やるにはどうすればいいのか、そこに挑戦された県に対して心から敬意を表します。このような組織であってほしいと願っております。

次に、区画線や道路標示の維持管理についてお尋ねいたします。

最近、車で走っていると、路面上に表示されている区画線（車道中央線とか車道境界線、車道外側線）や道路標示（停止線とか交差点の中心にある右折・左折の矢印）が消えている箇所をよく見かけます。

県民からも、白線が消えていて運転していて危険だとの御相談を受けるのですが、県土整備部並びに警察本部では、消えかけた区画線や道路標示をどのようにして把握されているのかお伺いいたします。

次に、把握した問題箇所については、予算の

関係で全ては対応できないと理解しますが、どのような判断の下で優先順位をつけ対応されているのか、また、その年度で対応できなかった箇所については、その後どのように対応していかれるのか、以上を県土整備部長と警察本部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県が管理する道路の区画線や道路標示につきましては、日頃の道路パトロールや通学路の合同点検等により、更新が必要な箇所を把握しております。

このうち、交差点周辺やカーブ区間などの緊急性や重要性が高い箇所から優先して、例年300キロメートル程度の更新を行っております。

次年度以降につきましても、道路パトロール等の結果を踏まえ、再度、優先度の見直しを行い、順次更新しております。

今後とも、歩行者や通行車両の安全を図るため、必要な予算の確保に努め、適正な維持管理に努めてまいります。

**○警察本部長（平居秀一君）** 県警が管理している道路標示につきましては、毎年4月から5月にかけて実施している定期点検や日常の警察活動における点検のほか、県民から寄せられた情報などにより現状を把握し、必要性の高い箇所から優先して補修を行っております。

その結果等につきましては、システムで管理し、年度内に補修できなかった箇所は次の年度に補修しております。

**○齊藤了介議員** 区画線とか道路標示というのは劣化が早い消耗品でありまして、予算を有効に使うためにも、耐久性の高いものを採用するなどの取組はなされているのか、同じく県土整備部長、警察本部長にお伺いします。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 区画線や道路標示につきましては、現在、耐久性や視認性、

施工性等の向上を目的に、硬質セラミック骨材や乾燥促進剤などを用いた様々な技術開発が進められているところです。

このうち耐久性につきましては、国や他県において、耐摩耗性の高い塗料を用いた試験施工が行われ、通常の塗料との比較や、経年劣化の要因と速度を分析するモニタリング調査などが実施されております。

引き続き、国や他県の動向を注視し、幅広く情報収集を行いながら、耐久性をはじめとする区画線等の新技術について研究してまいります。

○警察本部長（平居秀一君） 県警には、耐久性の高い技術の採用実績はありません。

道路管理者の採用状況やコスト面などの情報収集を行いながら研究してまいります。

○齊藤了介議員 交通事故の原因にならないように、維持管理の徹底をお願いいたします。

次に、企業局南駐車場についてお伺いします。

今年度から来年度にかけまして、企業局南駐車場に、環境配慮型県庁立体駐車場整備事業としまして5階建ての立体駐車場を建て、太陽光パネルや電動車充電設備を整備する計画であります。工事期間中における駐車場確保はどのようにされるお考えか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 立体駐車場の整備につきましては、工事請負契約締結のための議案を今議会に提案しており、議決をいただければ、まず工事着手に当たり、建設場所となります企業局南駐車場の閉鎖時期等について事業者と協議を行います。

工事の実施により外来者駐車場として使用できなくなりますので、県庁周辺の公用車及び職

員駐車場のうち、利便性の高い場所を外来者用に変更すること等を検討しております。

○齊藤了介議員 企業局庁舎の1階にあります県電ホール並びにギャラリーですけれども、こちらの施設は、県内の学校ですとか非営利活動を行う団体等の活動や発表の場として貸し出されていることは、大変すばらしい取組であると思います。

しかし現在、企業局南駐車場につきましては、土曜日や日曜日であるにもかかわらず、ホールを借りた団体はそこを使うことはできずに、楽器等を搬入した後、別に近隣の駐車場を探さなくてはいけない状況であります。

今回新設されます立体駐車場について、企業局の県電ホールやギャラリーを使用する団体等にも駐車場を利用できるようにならないか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 県電ホール等を使用される方々は、県庁舎の利用者等に支障のない範囲で、申請手続の上、外来駐車場を利用できることとなっておりますが、職員の認識・説明が不十分で、議員御指摘のとおり利用できない状況にあったことから、改めて関係職員等に周知を行いました。

また、新たに整備する立体駐車場につきましても、円滑に活用いただけるよう運用方法を検討してまいります。

○齊藤了介議員 この件について、利用された方から最初に御相談を受けたときに、そんなことはないだろうということで、企業局の担当課に行ったんですけれども、文書を見せられて、「このようになっております。使えないです」ということだったんですが、先ほどの部長の答弁のとおり、これは知事部局と企業局との間で連携ができていなくて、解釈が間違っていて使

えなかったケースが幾つかあって、実際に「県民の声」として、男性の方の同じような声がホームページにアップされていました。

先般、日高博之議員が県の組織に対していろいろと苦言を呈されていましたが、本当にこれは犯す必要のない過ちですので、ぜひ気をつけていただけるようお願いいたします。

次に、宮崎県総合文化公園についてお伺いいたします。

置県100年事業として整備されました宮崎県総合文化公園内には、県民のくつろぎの場となっております県民広場、県民文化の拠点となりますメディキット県民文化センターや県立美術館、県立図書館があります。

これらの施設を利用される方のための駐車場が、南側に362台、北側に169台、合計531台分の整備がされているものの、週末のコンサートや作品展、イベント等が重なる際には、駐車場がいっぱいになり、中に入ることができない状況です。

このことにつきましても、昨年6月議会で岩切達哉議員が、昨年11月議会では西村賢議員が同じような質問をされております。私は現地に行ってみました、美術館の東側に文化広場と言われる広いスペースがあって、ここにバスとかタクシーが進入できるスペースが設けられているんですけども、この文化広場を駐車場として有効活用できないか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 総合文化公園におきましては、イベントの開催時などに駐車場が不足し、利用に支障が生じていると認識しております。

議員お尋ねの文化広場は、天岩戸の神話をモチーフに整備され、文化施設の建築美と調和し

た景観を形成していることから、駐車場としての活用は難しいと考えております。

公園内敷地の効果的な活用については、都市計画法や都市公園法などの制約がある中、現在、収容台数を増やすための駐車スペースの拡張や臨時駐車場の確保、混雑時の誘導方法など、部局横断的に検討を行っております。

引き続き、総合文化公園が多くの方々に利用していただけるよう、利便性の向上に取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 問題は、いつまでその管理者間の検討に時間がかかるのかということです。いろいろと関係者の話を聞くと、この問題は分昔から起きているということですので、しっかり期限を区切って、その辺の回答を出していただきたいと思います。

次に、現在はメディキット県民文化センターの大規模修繕工事が行われておりますが、1階にありましたレストランが昨年7月23日をもって閉店になっております。

今後、飲食店等が開店する予定があるのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** メディキット県民文化センターについては、平成5年の開館から30年を迎え、リニューアル工事を実施しているところであり、これに合わせて、これまでレストランとして運営してきた1階部分につきましては、幅広い世代が公演の前後に気軽に利用できるよう、新たにカフェとして活用することとしたところであります。

具体的な内容につきましては、現在、事業者の皆様から広く意見や提案をお聞きするサウンディング型市場調査を実施しており、それを踏まえて、今後、事業者の募集を行う予定にしております。

今後とも、メディキット県民文化センターが本県文化の拠点として皆様に親しまれるよう努めてまいります。

**○齊藤了介議員** ぜひ若いカップルとか御家族連れとかが、たくさん訪れるようなお店をつくっていただきたいし、料理もおいしいお店をお願いしたいと思います。

次に、徳島県や高知県の県立美術館が所蔵する著名画家の絵画が、ドイツ出身の有名贋作家——本物そっくりのものを作られるという贋作家の作品であるとの騒動が起きております。

宮崎県立美術館にはどのような高額な絵画や彫刻等が所蔵されているのか、またどのような手順を踏まれて高額な作品を購入されているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立美術館には、絵画や彫刻など約4,000点の作品が収蔵されております。中でも購入価格が高額なものは、例えばパブロ・ピカソの絵画で約4億4,000万円、ルネ・マグリットの絵画で約2億8,000万円となっております。彫刻といたしましては、ジャーコモ・マンズーの作品を約7,000万円で購入しております。

これらの作品を購入する際は、まずは学芸員が中心となり、美術館において作品の経歴等を精査し、次に、県内外の美術界を代表する外部の専門家による収集審査委員会を開催し、厳格な審査を行い、最終的には、議会の承認を得て購入いたしております。

今後も優れた収蔵作品の広報に努め、県民の皆様が親しまれる美術館を目指してまいります。

**○齊藤了介議員** 私も宮崎県の美術館に高額な絵画があるということは全く知りませんでした。くれぐれも保管をよろしくお伺いいたしま

す。

最後に、いじめのない学校づくりについてお尋ねいたします。

これは、私が市議会議員時代から今の県議会議員になっても、保護者の方からいじめの御相談を受ける中で、内容を聞くたびに心が痛みますし、本当になくしたいという思いで質問させていただきます。

また、全国の学校でいじめが原因で子供が自ら命を絶つという悲しい事件があるたびに、教育委員会とか学校長が謝罪会見をして、「いじめと認識していなかった。いじめはなかった」という説明などを聞くと、本当に命を絶った子供たちが浮かばれないなど。たった今から日本全国で、世界で、いじめで人が、子供たちが命を絶つことを本当になくしたいという思いで、この質問をさせていただきます。

まず、本県の学校におけるいじめの認知件数についてお伺いします。

また、なぜ学校でいじめが起きるのか、その要因について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 国の調査における本県のいじめ認知件数は、令和3年度が、小学校8,351件、中学校944件、高等学校166件、特別支援学校48件であり、令和4年度は、小学校7,031件、中学校1,135件、高等学校139件、特別支援学校51件となっており、本県全体としては減少傾向となっております。

また、いじめが起きる要因といたしましては、国や研究機関の資料によりますと、児童生徒の抱える不満やストレス等が原因となり、自分の感情がコントロールできずに、いじめに発展することがあるほか、多様性を認め合うことができないことで、望ましい人間関係を十分に築くことができない場合など、様々な要因で起



こり得るとされております。

**○齊藤了介議員** 8,000から1万近い件数ということで、これは計算しますと、毎日30件ぐらい、いじめが発生しているという計算になります。それぞれ軽いものもあれば、一歩対応を間違えますと命を失いかねないケースもありますので、何とぞ御注意をお願いいたします。

そして、いじめの相談を受けて感じますが、学校の先生次第で、いじめの問題が解決に向かうか、反対に問題が大きくなっていくかということでもあります。いじめをなくしていくためには、教師の能力を高めていくことと併せまして、学校全体がチームとなっていじめの対応に向かう「チーム学校」の組織力を高めていくことも大切であると考えます。

県教育委員会として、教師や学校のいじめに対する対応力を高めていくために、どのようなことに取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 各学校では、いじめを初期段階から積極的に認知し、その解消に向け、粘り強く指導・支援を行っております。

県教育委員会では、より一層のいじめ問題への対応力向上を目指して、令和2年9月に「いじめの認知から解消までのガイドライン」を作成したところであります。

ガイドラインでは、校長のリーダーシップを含めた組織的な取組や、被害者、加害者、双方の指導・支援の在り方など、認知から解消までの具体的な内容を示しており、これまで、この内容をあらゆる機会を通じて周知・指導することで、教師や学校の対応力の向上を図ってまいりました。

今後も各学校において適切な対応が行われるよう、さらに指導の徹底に努めてまいります。

**○齊藤了介議員** 今の御答弁の中で、各学校では、初期段階から積極的に認知され、解消に向け、粘り強く指導・支援をされているということですが、私の経験上、決してそうじゃないケースもございます。

令和2年9月にガイドラインを作成されて、令和3年、4年は減ったということでありませぬ。しかし、北海道教育委員会では、平成31年2月に「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」をつくったにもかかわらず、その後、旭川であのような痛ましい事件がありました。

これは、先生、学校だけではなくて、保護者も、そして我々地域の大人たちも学校に関わって声かけをしていくということ、それと先生方も、学問を教えるだけではなくて、人としての生き方、人の道を説く、そういった人間力を持った先生方を増やしていきたいと僕は思っています。

自民党会派の外山衛会長のかばんには、人間力と書かれているプレートがぶら下がってしまっていて、あれを見るたびに、私は政治家もやっぱり人間力を磨かなくちゃいけないなと反省する次第であります。

次に、県の教育委員会が主催し、宮崎県いじめ問題子供サミットを行ったことを報道で知ったのですが、そこで得られた成果と、今後この取組をどのように全ての学校に広げていくのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 宮崎県いじめ問題子供サミットは、令和元年度より、いじめの未然防止を目的に、県内各地からその取組を推進する学校の代表児童生徒が一堂に会し、開催しております。

サミットでは、小学生による友達のよさを伝え合う活動や、中学生によるネット上のトラブ

ルを回避する方策についての授業など、特色ある実践の発表や「いじめについて私たちができること」をテーマとした協議が行われ、参加者全てにとって学びを深める場となりました。

当初は、中学校を対象に開催していましたが、令和4年度より小学校を加えたことで、未然防止の取組が全体に広がってきていると感じております。

今後は、これまでのリーフレット等での周知に加え、市町村教育委員会と連携し、地域版サミットを開催するなど、全ての学校に成果が広がるよう支援してまいります。

**○齊藤了介議員** 昨年、文教警察企業常任委員会で調査に行きました大阪府寝屋川市では、令和元年12月に「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」を制定しました。

この条例は、児童生徒の命と尊厳を守るために、市長部局に監察課を設置し、弁護士資格を持つ職員が中心となって、従来の教育的アプローチに加え、行政的アプローチ、法的アプローチを導入し、いじめを学校任せにせず、市全体でいじめをなくそうとする本気度を感じました。

これまで受けてきたいじめの相談を振り返りますと、最終的にいじめられた児童生徒が不登校になり、転校しているケースもあり、いじめた児童生徒に対する厳しい処置がなされていないような気がいたします。

子供たちが学校に通うことは、子供たちにとって保障されるべき権利であり、これらを奪ってしまう「いじめ」という愚かな行為から、子供たちを私たち大人が守ってあげなければならないと考えますが、宮崎県の学校からいじめをなくすための教育長の強い決意をお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 学校は、児童生徒が様々な経験や体験を通して、多くの人たちと関わり、相手を思いやる気持ちなどを育みながら成長していく場であります。

私自身、学校で勤務していたとき、生徒たちが、いつも一緒に過ごしていた友人との関係で悩んだ末、自ら声をかけ、お互いを認め合い、涙を流すなど、子供たちの成長を実感できる場面を目にしてきました。

だからこそ、人間関係の中で、異なる個性を認めず排除したり、攻撃したりするいじめは、決して許されない行為であり、解決すべき最も重要な課題であると考えております。

今後も、学校が全ての児童生徒にとって安心して成長できる場となるよう、強い気持ちを持って、いじめ防止に関する取組をより一層推進してまいります。

**○齊藤了介議員** 今の教育長のお言葉のとおりだと思います。私は、いじめの問題というのは根深くて、ここで議論したからといってなくなるものではないと理解はしております。だからといって、いじめから子供を守ってあげられない先生や学校であってほしくはない。

令和4年3月14日に公布・施行されました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」でもうたわれていますけれども、いじめは人権の問題であって、子供たちは、いじめという何の意味も持たないことに時間を使ってはいけません。

それと先日、空手の大会に行ってきたんですけども、私は、今の時代だからこそ、子供たちに、礼儀作法、相手を重んじる気持ち、そしておのれを鍛える精神性、こういった武道教育を導入すべきじゃないかなと思っております。

みんなと仲よくする必要はありません。自分

と違う考えや自分と違う能力を持った人がいることを知って、共に切磋琢磨して成長していくのが学校です。学校は、これから社会に出て、自分の人生をかけてなすべき天命を探すための場所であってほしいと思います。

全ての子供たちに楽しく学校に行ってもらいたい。宮崎県の学校をそんな学校にしてほしいという思いで、全ての質問を終わります。いろいろと趣旨確認でお世話になりました職員の皆様、ありがとうございました。以上です。(拍手)

○野崎幸士副議長 次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕(拍手) 我が家では、私が中学生のときまで米を作っていました。点在する田んぼに5反ほど作付する小さな兼業農家でしたが、政府の減反政策のときに、米を作るのはやめたところです。

当時は地区の人たちが、田植や稲刈りのときには順番で、「今日は岸田さんのところね」「明日は小泉さんのところね」みたいな感じで協力し合って作業をしていました。

今でも田んぼの草取りが大変だったことを鮮明に覚えています。学校から帰ると田んぼに入り、「ごろこかし」という農具を使って、苗を踏まないように、巻き込まないように気をつけながら田んぼの中を何往復もして、それでも取り切れない雑草は、一本一本、手で抜いて、あぜに投げ捨てていたことを覚えております。

最近、米を作られている先輩との会話の中で、田の草取りの話になりました。

「図師君、今どきは田植から稲刈りまで、田んぼの中には足を入れなくても、機械に乗ったままでくつとよ。田の草取りも機械の上から除草剤をまいたらおしまいよ」というような会話になりました。

もちろん機械化が進んだとはいえ、稲作がそ

んなに簡単でないことは理解していますが、近年は、農業従事者の作業負担を軽減し、収量を多くするために、農薬や除草剤の使用量や回数が増えていることを教えていただきました。

ここで、話を米から小麦に変えます。

現在、国内に流通している小麦の約85%は海外からの輸入です。これを農民運動全国連合会(農民連)の食品分析センターが農薬残留検査を行ったところ、小麦粉やパン、パスタなどの小麦製品のほとんどから、農薬の成分であるグリホサートが検出されました。

そして、学校給食の食パンからも、微量ではありますが、0.05から0.08ppmのグリホサートが検出されました。

2015年にWHO(世界保健機関)の国際がん研究機関は、発がん性に関する成分を分類し、そこにおいて、グリホサートを「ヒトに対して恐らく発がん性がある」と位置づけました。

また、アメリカの小児科学会(AAP)では、グリホサートを含む農薬が、子供の成長に対し小児がんや発達障がいリスクを上げるため、農薬使用を軽減することを公共政策とすべきとの勧告を行っております。

一方、日本の国産小麦に関しては、国がグリホサートを含む農薬の使用を禁止しているため、安心・安全性は格段に国産のほうが高いと言えます。

そこでまず、本県の学校給食における食材に関して、国産・県産小麦の使用状況がどうなっているのかを教育長にお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○教育長(黒木淳一郎君)〔登壇〕お答えします。

学校給食の原材料である小麦粉につきまして

は、公益財団法人宮崎県学校給食会が学校や調理場に直接納入するほか、自治体によっては地域の業者が納入しており、その取扱いは地域ごとに異なる状況があります。

その中で、学校給食会がパンの原材料として、パン工場に提供する小麦粉につきましては、県産小麦の占める割合は全体量の5%となっております。

また、学校では月に1回「ひむか地産地消の日」が設定されておまして、うどんが提供される際には、県産小麦が100%、麺に使用されております。

学校給食における地場産物の使用は、地域の生産者の顔が見える取組として、食育としての教育効果も大変高いものと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○凶師博規議員** 今の御答弁では、うどんは100%県産小麦使用でしたが、全体量ではまだまだ5%程度しか県産小麦は使用されていないということでした。

では、県産小麦の現在の作付状況がどうなっているのか、また今後の生産拡大に向けた取組は行われているのか、これは農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（殿所大明君）** 本県における令和5年の小麦の作付面積は115ヘクタール、生産量は328トンで、主に新富町や宮崎市で栽培されています。

近年、外国産の小麦価格が不安定となり、県産小麦への需要が高まっている中、学校給食会からは、パンの原材料として年間300トンが必要と伺っており、これは面積にすると100ヘクタール程度となります。

小麦の生産拡大を進め、これらのニーズに対応するためには、収穫時期の長雨による品質低下

などの課題に対応する必要があることから、県産小麦拡大プロジェクトにおいて、延岡市や小林市をモデル地区に、生産者やJA、市町村と連携し、本県の気象条件やパンの製造に適する品種の選定、水田の排水対策、肥料の試験などに、引き続き取り組んでまいります。

**○凶師博規議員** 教育委員会のほうといたしましては、地場産物の使用は教育効果が高い、食育にもつながるという御答弁、そして農政のほうの御答弁では、県産小麦拡大プロジェクトで既にモデル地区を選定し、学校給食会からのオーダーに応えられようとしています。体制は整いつつあると思われそうですが、あとは知事のゴーサインを待つだけのようです。

既に、全国的に学校給食に100%国産小麦、県産小麦のパンを使用する自治体が増えています。昨年までで13道県が実施しており、佐賀県、滋賀県、山口県、岩手県、青森県、北海道は、100%県産の小麦のみを使用してパンを提供しています。

一気にとは言いませんが、本県も学校給食100%県産小麦パンを提供してはどうか、それを目指してはどうかと考えますが、知事の御見解をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 学校給食において、地場産物を使用することは、食に関する指導のまさに生きた教材でありまして、食材の魅力を知ることによって、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めることにつながり、同時に、生産者の努力や食に対する感謝の気持ちも育むことができるものであります。

また、地場産物の使用は、地産地消の推進による地域の活性化にもつながり、政府の掲げる第4次食育推進基本計画における、学校給食における地場産物の使用目標そのものでありま

す。

私も昨年、G7宮崎農業大臣会合の取組の一環で、綾中学校において地場産物を使用したサミット給食をいただく機会がありました。まさに、宮崎の食材の持つ魅力やすばらしさ、それを学校給食で使用する事への意義を感じたところでもあります。

県産小麦の学校給食のパンにおける使用につきましては、小麦の生産や供給の状況、市町村のニーズを踏まえながら、今後、研究してまいります。

**○図師博規議員** ぜひ積極的な研究と市町村のニーズ把握をしていただきたいと思います。これを嫌がる学校、もしくは市町村で断るようなところがあるとは思いますが、知事の積極的な旗振りを期待いたします。

次に、角度を変えまして、県道の除草作業の委託状況を伺っていきます。

県道の除草作業は、草刈りと除草剤散布に分かれますが、草刈り作業部分と除草剤使用部分が年次的にどうなっているのか。また、その除草剤の中にグリホサートが含まれているか否かを県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県管理道路の除草業務における除草剤の使用状況の推移につきましては、令和3年度の実績は、除草の全体面積約475万平方メートルのうち、除草剤の使用面積は約150万平方メートルで全体の31.6%、令和5年度は、全体面積約478万平方メートルのうち、使用面積は約178万平方メートルで37.2%となっております。

土木事務所別の使用率につきましては、令和5年度の実績で、使用率が高いのは、西都土木事務所の65.4%、次いで高鍋土木事務所の63.0%で、最も使用率が低いのは、宮崎土木事務所

の7.2%です。

グリホサートにつきましては、これを含む除草剤も使用いたしております。

**○図師博規議員** 土木事務所ごとに大きな違いがあることが分かりました。そして、年々除草面積及び除草剤散布面積とも増加している内容の御答弁でした。

ちなみに、除草面積を分かりやすくするために、除草面積全体がサンマリスタジアム何個分に当たるかを計算してみました。年間にサンマリスタジアム約301個分の除草作業をし、そのうちサンマリスタジアム約112個分にグリホサートを含む除草剤が散布されていることとなります。あまり分かりやすいとは言いきれないかもしれませんが。

それでは、除草作業に係る費用と、1平米当たりの草刈り作業と除草剤散布の単価の違い及び除草剤散布の使用量が増えている背景について、県土整備部長はどう捉えていらっしゃるかお答えください。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県全体の令和5年度における除草業務に要した費用は約8億円であり、このうち、除草剤を用いた業務は約1億5,000万円で、年々増加傾向にあります。

1平方メートル当たりの平均単価につきましては、草刈り作業が約217円、除草剤の散布が約87円となっております。

また、深刻化する労働者不足や限られた予算の中で、より効率的かつ効果的な除草を行う必要があることから、造園業団体の意向も踏まえ、従来の草刈りと併用して除草剤を使用しているところです。

**○図師博規議員** 除草剤の散布が増えている理由は、労働力が不足していること、そして除草剤散布のほうが半分以下の作業単価で済むから

という御答弁でありました。

しかし、グリホサートを含む除草剤は、草の根までしっかり枯らす劇薬でもあります。もちろん十分に希釈して使用されていると思いますが、希釈し過ぎると効果も薄くなります。

そこで、使用する際にはどのような点に留意されているのか、再度、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 除草剤の使用に当たりましては、耕作地や水源地、河川の近隣での使用は避け、住宅密集地や通学路では細心の注意を払うなど、周辺環境に十分配慮しております。

また、近隣住民の皆様には事前に周知した上で使用しており、要望があった場合は、機械による草刈りに切り替える対応も行っております。

さらに、道路沿いののり面部では、除草剤の影響でのり面が崩れることのないよう、草の根を枯らさない除草剤を使用しております。

**○函師博規議員** 今、私はライオンズクラブに入っておるんですが、そのメンバーから、自分の田畑の周りに除草剤がまかれている経緯があるかもしれないという相談がありました。

ただ、今の部長の御答弁では、田畑もしくは耕作地、水源地、その辺りでの除草剤散布はしっかりと配慮しておるということだったので、その旨をメンバーにはお伝えしていきたいと思えます。

それでは、少し視点を変えまして、以前、県は宮崎大学と連携して、山での下刈り作業の軽減を図るために、山林に除草剤を散布する実証実験を行った経緯があります。

しかし、いまだにそれは実用化されておりませんが、それは何ででしょうか。これは何か原

因があったのでしょうか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（長倉佐知子君）** 県では、下刈り作業の省力化による担い手不足解消に向けて、平成30年度に、山林での無人ヘリによる除草剤散布の実証試験を行っております。

その結果、下刈りと同程度の除草効果が得られるとともに、散布後に周辺で行った水質調査では、基準値を上回る農薬成分は検出されませんでした。

一方で、GPS信号を受信できない場所での無人ヘリのコースの逸脱や、散布装置の目詰まりなど、技術的課題が確認されるとともに、下流域への影響や風評被害に対する懸念など、慎重な意見も寄せられました。

県としましては、こうした技術的課題や県民からの賛否両論の意見に加え、コスト面も考慮し、直ちに実用化することは困難と判断したところです。

**○函師博規議員** 下流域への影響が懸念されるということで、実用化することは困難と現時点では判断されているということでしたが、県道沿いに多く除草剤散布されている中山間地は、河川の上流域でありますので、やはり下流域の方々への配慮も必要かと思われま

最近、私の住む木城町を流れる小丸川では、「アユがおらんかったね」とか「カニ籠をつけても全然山太郎は入らんが」とかいう話を聞きます。皆さんがお住まいの近くの河川には、以前のようにアユや山太郎ガニは生息しておられるでしょうか。

農薬や除草剤が、自然界や生態系、人体にどのような影響を与えるのかを実証していくには、時間と労力、膨大な費用を要することに加え、安全基準や濃度基準を設定しているのが国

なので、国が主体的に動くことはないでしょう。政権交代でもない限り、改善されていくことは期待できません。

それでも、県レベルで県民や子供の健康を守るための予防的政策を講じることは可能です。先ほど取り上げました学校給食パン100%県産小麦使用を目指すこともですが、ほかにも、県民が広く利用する県立公園、いわゆる公共の場においても、除草剤の使用を制限もしくは禁止することは、県の権限でできます。

滋賀県や愛知県では、公的な場でのグリホサートを含む除草剤の使用制限を始めており、福岡県宇美町では、行政全体でグリホサートを含む除草剤を使用禁止としています。

本県においても、県民や子供たちの健康を予防的に守るためにも、公共の場において同様の取組を始めてみてはと考えますが、県土整備部長の考えをお伺いします。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県では、総合運動公園や総合文化公園など、6つの都市公園等を管理しております。

このうち、総合運動公園などの5つの公園において、花壇の縁や草刈り機による対応が困難な場所などにおいて、周辺環境や利用状況に配慮しながら除草剤を使用しているところです。

なお、グリホサートにつきましては、これを含む除草剤も使用しております。

今後の除草剤の取扱いにつきましては、他の公共施設の状況や利用者の意見も参考にしながら検討してまいります。

**○函師博規議員** 県道の除草作業同様、労働力や予算が伴う内容でありますので、一気に使用制限をかけるというのも難しいかもしれませんが、やはり県民の目線で考えましたときに、使用量、使用回数とも少ないほうが好ましいと思

われます。

では次に、国スポ・障スポの質問に移ります。

国スポ・障スポへの取組状況、施設の整備状況と併せて、大会後に続いていく施設の利活用と選手育成、競技力向上に関して伺ってまいります。

今後さらに、各種競技が行われる開催市町村との連携を密に取っていく必要性が高まってまいります。現時点でも既に市町村からの不協和音が幾つか届けられています。

例えば、国スポ・障スポ準備委員会のときには、施設設備並びに周辺整備等も含めて県が費用負担するとの説明があったが、開催地が決定となった後の説明会では、周辺整備等は開催市町村負担となっているだとか、新富町からは、大会運営費及びプレ大会の運営費補助の拡大と大会開催に係る人員確保策として、県職員等の派遣を強く求める嘆願書が提出されています。

ほかにも県当局には、各開催市町村から現時点でも幾つもの要望が出されているようですが、今後どう対応されていくのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

**○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）** 市町村からの主な要望内容としましては、市町村の実施する競技会への人的支援と、競技会運営に対する財政的支援に関するものがあります。

まず、人的支援につきましては、県職員の動員について、今後、先催県の状況等も調査しながら検討する旨を回答しております。

次に、運営費の支援につきましては、現在、市町村に対しまして競技会運営に必要な経費等の調査を行っているところであり、今後、その調査結果等を基に、各市町村と意見交換を行いながら検討する旨を回答しております。

今後とも、市町村と十分に連携を図りながら、大会に向けた準備を進めてまいります。

**○図師博規議員** 人件費、物価等々の上昇傾向にある中ですので、当初予算からすると、運営費、経費等も膨張する可能性が十分ありますので、財政当局との連携も併せてお願いいたします。

続きまして、山之口に整備されております県山之口陸上競技場の整備内容と進捗状況及び観客席の整備がどのようになっているのか、また、その観客が利用する駐車場の確保の状況がどうなっているのかについて、国スポ・障スポ局長にお伺いします。

**○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）** 県が工事を進めております山之口陸上競技場の進捗率は、8月末時点で91.3%となっております。

競技施設としましては、400メートルの走路9レーンや投てき競技などを実施できる天然芝のフィールド等のほか、屋内での練習が可能な雨天走路として、バックスタンド下に100メートルの走路5レーンと砂場を整備します。

観客席は、約1万1,500席の固定席と約3,500席の芝生席の約1万5,000席を整備し、駐車場は、過去の大会の実績から、約1,200台を整備することとしております。

なお、宮崎国スポ・障スポの開閉会式におきましては、参加見込数から駐車場不足や渋滞も考慮し、臨時駐車場からのバス輸送や公共交通機関の活用なども組み合わせて対応することとしております。

**○図師博規議員** 常任委員会を含め、観客席数、入り込み客数に対する駐車場の規模が、何度聞いても大丈夫なのかという懸念を抱かざるを得ません。

周辺の自治体の駐車場などからピストン輸送をするということですが、すればするほど選手や観客へのストレスにもなりますので、やはり周辺の駐車場確保は、今後も拡大できる余地を見つけていく必要があるかと思えます。

そして忘れてならないのは、国スポ・障スポという大会は通過点にすぎないということです。多額の費用で整備される山之口陸上競技場が、大会後、利用率が低迷するようでは、とても全国のモデルとなることはありません。

現時点で国スポ・障スポ後に利活用が決まっているものがあれば、それを含めて、国スポ・障スポ後のビジョンを具体的にお示してください。これは総合政策部長にお伺いしたいと思つたんですが、答弁は教育長になるようです。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県山之口陸上競技場につきましては、来年4月の供用開始後は、陸上競技やサッカー等での利用を想定しておりまして、今後、中体連や高体連、競技団体等との調整を行っていくこととしております。

また、この陸上競技場は、都城市が管理する運動公園内にあり、市が整備中の補助競技場等とともに、より利便性の高い施設にしていくため、市とも十分に連携していきたいと考えております。

今後は、市や関係団体とともに、ラグビーの国際試合など、誘客力の高い大会等の誘致も進めていくこととしており、国スポ・障スポ後も見据えながら、南九州のスポーツの拠点施設として、切れ目のない利活用を図ってまいります。

**○図師博規議員** 非常に巧みな答弁なんですが、私は、決定しているものがあれば、またその後のビジョンについてとお伺いしたんです。想定はしておられるようですが、まだ決定に



至っている大会はないようです。

それでは、続きまして、宮崎国スポ・障スポは、山之口陸上競技場、延岡の県体育館、そして宮崎市の県営プールという形で、地域分散型で整備し、競技が開催されます。

国スポの競技は、そのほかにもアーチェリーやカヌー、ローイング、スポーツクライミングなどの特殊競技が14種目あり、これらの競技も地域分散で開催されます。

この特殊競技14施設の整備状況及び国スポ・障スポ大会後の利活用計画について、これは宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

**○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）** 宮崎国スポでは、県内に常設の競技施設がない等の理由により仮設施設で実施する、いわゆる特殊競技は14あり、競技実施に必要な施設を対象として、県が10分の10以内で補助し、会場の市町村が整備することとなっております。

大会後は、撤去を原則としておりますが、県としましても、国スポのレガシーをスポーツ人口の拡大や合宿の誘致等の地域振興につなげることは大変重要と考えておりますため、市町村において維持管理されること等を条件に、活用の意向がある場合は施設を残すことを可能としております。

大会後の仮設施設の在り方につきましては、現在、それぞれの市町村で検討中ですが、ローイング競技等を実施する小林市や、ホッケー競技を実施する都農町からは、施設を残して活用する意向と伺っております。

**○図師博規議員** 先日、佐賀県に行ってまいりました。国スポ・障スポに関する調査を行ってまいりました。

佐賀県は、本県のスポーツランド構想に対抗

してか、「SAGAスポーツピラミッド構想」を掲げられ、準備を着々と進められていました。このSAGAスポーツピラミッド構想は、世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じて、スポーツ文化の裾野を拡大し、スポーツの力を生かした地域づくりを進めるプロジェクトです。そのプロジェクトを具現化されている取組に驚かされました。

佐賀県は、陸上競技場の再整備はしたものの、既存施設に走行レーンの増設と屋内走路整備などをただけで、整備費を最小限に抑え、その代わりに、クライミング施設及びレスリング施設、ホッケー施設を県営施設として常設整備されました。

さらに、クライミング施設は県立多久高校内に、レスリング施設は県立鳥栖工業高校内に、ホッケー施設は県立伊万里実業高校内に整備され、選手育成と指導者確保、そして大会誘致に既に大きな成果を上げられています。

特にクライミング施設に関しては、国スポ・障スポ開催3年前——本県でいうと今です——には日本山岳・スポーツクライミング協会と連携協定を結び、スポーツクライミング正式3競技、リード、スピード、ボルダーを国際基準で整備され、ボルダーはもちろん専用屋内施設にあり、リードとスピードのウォール（壁）も全体を鉄骨の膜屋根でしっかり囲い、天候に左右されない競技環境と照明設備を整備し、夜間練習はもちろんのこと、ナイトゲーム（夜間の大会）も開催できる仕様となっております。

そのウォール（壁）を間近で視察し、構造物の大きさと佐賀県のビジョンの大きさに驚かされました。

そして、佐賀県は結果も出しています。今年の国スポ・障スポを開催される前に、スポーツ

クライミングジャパンツアーとジャパンカップの開催、そして昨年開催の鹿児島大会では、東京、大阪を抑え、スポーツクライミングの天皇杯を獲得されています。

それでは、本県におけるスポーツクライミング施設はどう整備され、どのように利活用されていくビジョンがあるのか、これは国スポ・障スポ局長にお伺いします。

**○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）** スポーツクライミング競技につきましては、特殊競技として県が補助を行い、木城町が整備することとなっております。

競技施設基準に基づき、リード競技では、幅3メートル以上、高さ12メートル以上のクライミングウォールが2基、ボルダー競技では、マット面からの高さ5メートル以内、面積60平方メートルのクライミングウォールが2基整備される予定です。

木城町からは、ボルダー競技施設について、国スポ後も活用する方向で検討中であると伺っておりますので、県としましては、今後、町からの相談に丁寧に対応し、町の目指す地域活性化につながるよう、しっかり後押ししてまいります。

**○函師博規議員** 今の局長の御答弁よりも詳細な情報を得ております。木城町としては、大会後の利活用に関しては、現時点で、リード施設は撤去し、ボルダー施設の一部だけを町内の公園に移設する計画のようです。

木城町の担当者からは、スポーツクライミングの大会誘致ができるような施設が残せるものなら残したいので、県からの支援がもらえないものかという要望も受けてきております。

それでは、国スポ大会とは関連はありませんが、現在、県プールにクライミング施設が整備

されつつありますが、その仕様と、併せて利活用計画はどうなっているのか、国スポ・障スポ局長に伺います。

**○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）** 今年12月に完成予定の県プールには、現在、県体育館にあるスポーツクライミング施設と同程度の規模を有するクライミングウォールを屋外と屋内の2か所に設置することとしております。

屋外東側に設置される幅約6メートル、高さ約13.9メートルのクライミングウォールは、リード競技の大会で2つのコースを設定することができ、国スポの九州ブロック大会や九州ブロックジュニア大会などが開催可能な仕様となっております。

また、1階のトレーニング室内に設置される幅約6メートル、高さ約3.5メートルのクライミングウォールは、ボルダー競技の大会が開催できる規模ではありませんが、練習や体験が可能な仕様となっております。

**○函師博規議員** 佐賀県のクライミングウォールの幅は本県の2倍の12メートル、高さは本県よりも高い15メートルで、国際大会を誘致・開催できる仕様となっております。もちろん一つ一つの競技施設を佐賀と比較してどうのこうのではないんですけれども、その施設を大会後にどう利活用するかというビジョンは常に持っていたきたい。

知事は、競技施設を地域分散させることによって、その施設を拠点とした地域活性化を図ると明言されています。

全県的にスポーツを活用した地域活性化を実現するには、メインの陸上競技場、プール、体育館だけではなく、市町村が整備する特殊競技の施設も残し、その施設を拠点とした地域活性化や選手育成をすべきと考えますが、知事のお

考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 宮崎国スポでは、デモンストレーションスポーツも含め、県内全ての市町村で競技が行われることとなっております。常設に加え、仮設により、会場地市町村において、競技に必要な施設が整備されることとなっております。

昭和54年の前回宮崎国体で整備した県総合運動公園が、そのレガシーとして「スポーツランドみやざき」の礎となったように、今回、県が整備する施設のみならず、市町村が整備する競技施設についても、地域活性化につながる合宿や大会の誘致、スポーツに親しむ環境づくりや選手育成のための拠点等として、大会後の活用を検討することは重要であると考えております。

今後とも、市町村の御意見をしっかりと伺いながら、宮崎国スポを本県全体のさらなる発展につなげていくため、連携して取り組んでまいります。

**○凶師博規議員** その連携の内容に期待しております。施設は造ったけれども、運営費は市町村でどうぞどうぞではなく、県との本当の意味での地域活性につながる連携を今後もしっかり注視していきたいと思っております。

次に、国スポ・障スポ大会に関する県代表選手の選考方法について伺っていきます。

まず、国スポ大会に関しては、どのような選考方法となっているのでしょうか。国スポ・障スポ局長、お願いします。

**○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）** 国民スポーツ大会の参加資格につきましては、日本スポーツ協会が定める要項において、「所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であるこ

と」と規定されております。

これを受けまして本県では、県レベルの大会や競技団体が開催する選考会等の結果を踏まえ、個人競技では優勝者が、また団体競技では成績優秀者が、県の各競技団体会長と県スポーツ協会会長により、代表選手として決定されております。

なお、国民スポーツ大会への出場に当たっては、その予選会に位置づけられている九州ブロック大会の結果により出場できる競技のほか、九州ブロック大会を経ずに、直接本大会に出場できる競技があります。

**○凶師博規議員** 答弁のとおり、競技団体が開催する選考会にて、優勝者及び成績優秀団体が代表として選考されていると、非常に分かりやすい内容でありました。

次に、障スポに関しては、どのような選考方法となっていますか。これは福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 全国障害者スポーツ大会に出場する県の代表選手は、年齢や障がいの程度など、大会の開催基準要綱に定める参加資格を有する方の中から、県が定める選考基準に基づきまして、主催者から示される出場枠の範囲内で選考を行います。

個人競技につきましては、当年度の県障がい者スポーツ大会での記録のほかに、全国障害者スポーツ大会への出場経験の有無、男性と女性の比率、障がい区分の比率など様々な点を考慮の上、障がい者団体等から成る選考会からの推薦という手続を経た上で、最終的には県が選手を決定しております。

団体競技につきましては、九州ブロック予選会で優勝した場合に、全国大会への出場資格を得ることになります。

○**図師博規議員** 全国障害者スポーツ大会に出場するための予選は県であります。県代表を決めるのに、県障がい者スポーツ大会の優勝者だけではなく、またその優勝者が2年連続で優勝したにもかかわらず参加できないとか、参加できる競技があったりとか、また選考会には、競技団体の代表者すら選考委員にも入っていません。

ちなみに私は、県のボッチャ協会の代表もしているんですが、選考会のほうには一度も呼ばれたことがありません。

中には、ある競技では、10年以上も連続して優勝しているにもかかわらず、全国大会には最初の一度だけ出場しただけで、その競技の代表選手は順番に回されているというような、恣意的とも取れるような選考内容となっています。これが実態です。

選手は全国大会出場のため、日々練習を重ねられ、全国大会の先にあるパラリンピックを目指されている選手もいます。その選手の方々の選考基準が非常に不透明である状況、今の実態は改善する必要があります。再度、福祉保健部長の見解を伺います。

○**福祉保健部長（渡久山武志君）** 全国障害者スポーツ大会は、障がいのある方が競技等を通じて「スポーツの楽しさを体験する」、これも一つの大事な目的でございますが、併せまして「社会参加の推進に寄与する」ことを目的に開催するものでございます。

選手の選考に当たりましては、こうした事情がございますので、競技成績だけではなく、開催目的に照らし、先ほどお答えいたしましたように、様々な面を考慮して選考いたしているところでございます。

○**図師博規議員** 様々な面を考慮している選考

が、競技選手にとっては非常に不透明で、あの選手は選ばれて、どうして私が選ばれないんだというようなクレームも届いておるはずですよ。そのあたりを分かりやすく、もう一度交通整理をされ、本県での全国障害者スポーツ大会開催までには、透明性を持った選考会にさせていただきたいと思っております。

次に、介護難民時代への対応について伺ってまいります。

本県は、全国よりも速く重く高齢化が進んでいることは周知のとおりでございますが、ゆえに他県よりも重厚かつきめ細やかな介護サービスの構築は不可欠であります。

実際、本県の後期高齢者数は、ここ5年で1万2,522人増えており、それに伴い、要介護・要支援の認定を受けられている方々も増加の一途です。

その要介護・要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けていくために、最大のサービスを提供するのが訪問介護事業所です。

ではまず、県内の訪問介護事業所が5年前と比べて、どれほど増加しているのかを、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（渡久山武志君）** 訪問介護事業所数につきましては、5年前の平成31年4月1日時点で全体475となっております。

令和6年4月1日時点では、全体が461でありますので、全体的に12<sup>※</sup>の減少となっております。

○**図師博規議員** 今の御答弁は分かりづらかったと思うんですが、後期高齢者の数は増えているにもかかわらず、そのサービス提供の拠点となる訪問介護事業所の数は減っているんです。

特に、公的な介護サービスを行う社会福祉協議会が行う訪問介護事業所も、5年前は22あつ

※ 250ページに訂正発言あり

たんですが、現在は20と、2つも減っている。減っているところは木城町と日南市です。

社会福祉協議会は、民間が参入し難い採算性の低い中山間地や農漁村の暮らしを守るための最後のとりで的な存在であるはずですが、実は全国的にも、社会福祉協議会が運営主体で実施する訪問介護事業所が、ここ5年で220か所も休止に追い込まれています。

県内の訪問介護事業所が閉鎖となっている要因は何なのか、またサービスを利用していた高齢者はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 過去5年間で、訪問介護事業所が事業を廃止した主な理由といたしましては、訪問介護員の確保が難しくなったなどの人材不足を理由とするものや、事業の採算が見込めなくなったなどの経営上の都合を理由とするものが多数を占めております。

また、今お話にありました社会福祉協議会が運営する訪問介護事業所につきましては、民間の事業所の参入に伴う事業再編ですとか、少ない人員数で事業を継続できるよう、市町村の条例により基準を緩和したサービス形態に移行する例なども見られるところです。

事業廃止に当たりましては、継続的なサービス提供の便宜を図ることが事業者には義務づけられておりますので、利用者は、新たな事業者により、継続してサービスを受けることができます。

**○図師博規議員** たとえ訪問介護事業所が閉鎖したとき、その後新たなサービス事業者に引き継がれたとしても、民間は採算が合わなければ程なく撤退されるでしょうし、何よりそれまでの介護ヘルパーさんと利用者、高齢者の関係性が損なわれることにより、介護レベルが悪化

することは容易に想像できます。

このような地域福祉の現状を改善するために、国は介護保険報酬の改定を行い、介護保険報酬を増加させると思いきや、何と減額したのです。その理由は、全国的に訪問介護事業所は経営が安定しており、介護保険からの拠出が想定を上回っているとのことでした。

経営が安定しているのは、人口が密集している都市部のことで、一軒一軒の移動距離が長い中山間地においては、訪問件数を伸ばすことができず、さきに述べたように、運営困難事業所は次々に閉鎖しています。

閉鎖していない黒字の経営をしている事業所を、その数字だけを拾って経営が安定していると判断している厚労省官僚が現場を知らな過ぎることと、地方選出の国会議員が介護保険の改悪部分を見過ごしていることに、私は怒りすら感じております。

このような介護保険の訪問介護報酬を減額し、地方の暮らしを、そして中山間地の生活を切り捨てようとしている国のやり方に対して、どのような見解をお持ちなのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 今回の報酬改定では、賃金改善のための処遇改善加算の引上げが行われた一方で、訪問介護の基本報酬単価が引き下げられました。

全国の事業所の平均的な経営状況に基づいた改定ではありますが、条件不利な中山間地域で頑張っている事業者にとりましては、従来から設けられている報酬総額の15%の加算があるとはいってしましても、厳しい内容であると受け止めております。

県としましては、事業所への社会保険労務士派遣などにより、処遇改善加算の取得支援に努

めますとともに、中山間地域など条件不利地域においても、持続可能で適切な介護報酬となるよう、国に要望してまいります。

**○図師博規議員** 部長もお認めのとおり、やはり今の介護報酬、特に訪問介護の部分はどうか考えても納得できるものではありません。

介護サービスを受けたくても受けられない高齢者、それを在宅で献身的に支える御家族にも限界があります。そして、良質な介護サービスを提供したくても、過重労働と時間に追われ、景気がよくなっても給料には反映されにくい介護従事者の方々も燃え尽きてしまって、早期退職が増える一方です。まさに今は介護難民の時代と言えるでしょう。

全国的には、警察に届出があった認知症の高齢者が、年間に1万9,039人も行方不明となっていたり、高齢者を支えるはずの家族や介護職員の虐待件数も増加の一途で、昨年だけでも全国で1万7,525件もあり、市町村や包括支援センターへの通報や相談件数は4万件にも上っています。

本県では、どのような高齢者虐待の事象が確認されているのか、どのような利用者の悲痛な思いが届けられているのか、これも福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 施設職員等による高齢者虐待につきましては、歩行介助の際に足を蹴られる身体的虐待や、入浴の際に暴言を受ける心理的虐待などの事例が発生しております。

また、家族等によるものとしましては、配偶者から介護放棄を受けているネグレクトですとか、子供が親の年金収入を使い込んだ経済的虐待などの事例が発生しております。

このため県では、県社会福祉協議会に高齢者

権利擁護支援センターを設置し、市町村や地域包括支援センターからの相談に対応するとともに、対応困難な事例には、市町村からの要請に応じて、県弁護士会と県社会福祉士会から選任される専門職チームによる助言や、ケース会議への派遣なども行っております。

先ほど、訪問介護事業所数の全体の減少数について、私は12の減少とお答えしましたが、全体では14の減少の誤りでございました。おわびして訂正いたします。

**○図師博規議員** 部長もよく御理解のとおり、現在の介護現場は、非常に困難な状況が続いております。

介護保険というのは、今から24年前の2000年に導入され、そのときは、施設型の福祉から在宅型の福祉に移行しようとして、住み慣れた地域でいつまでも高齢者に住み続けていただきたいというのが目的だったはずなのに、現状はこの質問で出ている内容のとおりです。

やはり社会的に弱い立場にあられる方々へ寄り添えるような県政であっていただきたいし、またそれらの方々に届くような政策提言を続けていくことをお約束して、私の質問を終わりにさせていただきます。（拍手）

**○野崎幸士副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時0分再開

**○濱砂 守議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山内佳菜子議員。

**○山内佳菜子議員**〔登壇〕（拍手） 県民連合立憲、宮崎市区選出の山内佳菜子でございます

す。一般質問最後の質問となります。また気合を入れて頑張りますので、どうぞよろしく願います。

まず質問に入ります前に、8月の地震、台風、竜巻で被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、今も復旧・復興に御尽力いただいている皆様に、心より感謝と敬意を表します。

それでは質問に入ります。

現在行われている自民党総裁選、立憲民主党代表選、長引く低賃金、追い打ちをかける物価高騰の中、言葉は違いますが、そして理念も違いますが、国民生活を支えること、経済をどう立て直すかについて、連日論戦が繰り返されています。

そこで、私も初めに、賃上げについて7問伺いたいと思います。

賃金を上げることについては、今議会でも武田浩一議員、そして重松幸次郎議員が既に取り上げられ、賃上げの実現は、宮崎県政にとって極めて重要な政策課題であることが確認された議会とも言えるのではないのでしょうか。

本県の中小企業は既に、全国で一番というほどの苦境に立たされています。

今年5月12日の日本経済新聞の記事で、見出しは「中小賃上げ、必死の地方 宮崎、上昇率トップ」、内容は、従業員10人から99人の小さな企業の5年前との賃金を比べたところ、本県の賃金の上昇率は13.2%で、実は全国トップだったという内容でした。

経営状況に見合わない過度な賃上げは、かえって事態を悪化させますが、記事では、そうも言っていないほど人材確保のために賃上げをせざるを得ない、追い詰められている宮崎、地方の実情が訴えられており、私も非常に

強い危機感を抱きました。

これまでの答弁の中で、知事は「持続的な賃上げの実現が必要。そのために中小企業の生産性の向上と価格転嫁を進めることが重要」と繰り返し述べられてきました。

持続的な賃上げの実現のために、私からは1点だけ、知事の持続的な賃上げを実現する覚悟とメッセージをシンプルに伝えていただきたい。そのことを訴えたくて質問させていただきます。

それでは、賃金の現状認識を確認するために、2問伺います。

今回の最低賃金の改定について、全国と本県の状況及び知事の所感を伺います。

2問目です。国は今年初めて男女間の賃金格差の指数を都道府県別に公表しましたが、本県の状況を知事はどのように受け止めていますか。また、その状況に対する取組について伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、最低賃金の改定についてであります。

最低賃金は、中央最低賃金審議会が示した引上げの目安額を参考に、地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、各都道府県の労働局長が決定しております。

全国状況を見ますと、27県の審議会において目安額を上回る答申があり、全国加重平均額は51円引上げの1,055円で、いずれも過去最高となっております。

本県では、目安額に5円上乗せした額の答申があり、55円引上げの952円と決定され、全国同様、過去最高となったところであります。

最低賃金の引上げは、労働者の生活向上を図る上で重要である一方、厳しい経営環境にある企業等に対しては、事業継続や雇用維持等への影響を考慮する必要があります。

本県における今回の最低賃金の決定に当たっては、労働者側及び使用者側も含めた関係者の意見を踏まえ、地域間格差の是正や人材の確保などの様々な情勢も総合的に勘案し、慎重かつ十分に議論を尽くされたものと受け止めております。

次に、男女間の賃金格差についてであります。

厚生労働省の公表結果によりますと、本県の男女間の賃金格差は、男性の賃金を100とした場合に女性は79.2となっており、近年、改善傾向にあります。全国と同様に一定の格差が生じている状況であります。

人口減少社会を迎え、労働力の確保が喫緊の課題となる中、賃金や雇用形態など働く上での様々な格差是正を図るためには、労働者が性別や年齢にかかわらず、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備が重要であると考えております。

このため県では、「働きやすい職場「ひなたの極」」認証制度の普及促進や働き方改革セミナーの開催、企業における処遇改善の助言等を行うアドバイザーの派遣などを行っており、誰もが多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくりを促進しております。

現在、国で議論されている雇用や社会保険制度の見直し等について注視するとともに、関係機関等と連携し、様々な取組を通じて、雇用における格差の縮小につながるよう努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。最

低賃金は、知事御説明のとおり過去最高となったものの、本県は全国2番目の低さで、1位の東京1,163円との差額は、211円もの大きな格差があります。

また、男女の賃金格差については、本県は格差解消の傾向で全国6番目と上位ではありますが、月額を見ると、女性22万2,400円、男性28万900円で、5万8,500円もの格差があり、女性の流出の一因と指摘する声もあります。

続いて、賃金の影響を確認するために伺います。

本県の若年層の県内就職率及びその傾向について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 令和5年12月公表の学校基本調査によりますと、令和5年3月卒の県内高校生の県内就職率は63.8%で、前年から1.3ポイント増加し、この10年間で最低となった平成27年3月卒の54%から着実に改善しております。

なお、全国平均は82%となっており、県のアクションプランでは、最終目標値として、令和8年3月卒で70%を目指すこととしております。

また、県の調査では、令和5年3月卒の県内在住の大学生等の県内就職率は45.5%であり、近年はほぼ横ばいですが、同じくアクションプランの最終目標値を令和8年3月卒で55%としております。

引き続き、若年層の県内就職率向上を図るため、一層の対策強化に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 改善傾向にあるものの、いずれも全国平均以下で、掲げた目標に対して厳しい現実を確認させていただきました。

言うまでもありませんが、本県の若者が県外を選ぶ理由は、ずばり賃金です。それを表す



データも既にそろっています。

今年3月、宮崎大学がまとめた「若者の県外流出要因等調査結果」で、「就職先を選ぶ際に重視するポイント」、複数回答ですが、その回答のトップは「給与水準」。

アンケートに回答した本県ゆかりの大学生約2,000人のうち、7割を超える学生が「給与水準」と回答しており、報告書でも「給与水準が県外流出の最大の要因」と指摘しています。

これは2018年度の県の調査と変わらない傾向で、大学生の約半数は奨学金を受給していると言われる中、奨学金の返済を考えると、賃金が上がらない本県にとどまることは、かなり厳しい状況です。

また、知事が公約に掲げて肝煎りでつくった専門家チームが3月にまとめた「宮崎県「未来につなげる少子化対策」への提言」の中でも、社会動態を改善するために、若年層の所得増・雇用増の効果を狙った産業振興・経済強化の方向性の検討や、男女間の格差の把握と是正が必要であり、若者の雇用の安定が、結婚支援や出生率強化の方策に必要とも触れられています。

宮崎大の調査に関わられ、宮崎県未来につなげる少子化対策調査事業研究会の会長も務めた、宮崎大学地域資源創成学部の杉山教授の御意見を伺う機会がありましたが、先生もおっしゃっていました。「賃上げの実現は、これからの宮崎が避けて通れない極めて重要な政策課題」と強く警鐘を鳴らされています。

そこで、ここからは、知事がこれまで御説明いただきました、賃上げのための生産性向上、価格転嫁の取組について確認してまいります。

中小企業の賃金アップに資する生産性向上に向けた取組とその状況について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 県では、中小企業が行う生産性向上のための設備投資や新事業展開などに対し支援を行っております。

ロボットの導入や生産ラインの一元化などを支援する「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」では、昨年度、17者へ1億9,000万円余の補助を行い、本年度も37者へ3億9,000万円余の補助を予定しております。

また、新たな分野へ進出するために必要となる機器の導入などを支援する「小規模事業者パワーアップ支援事業」では、昨年度、248者へ9,000万円余の補助を行い、本年度も308者へ1億2,000万円余の補助を予定しております。

県といたしましては、これらの事業を通じ、中小企業の賃金アップにつながる取組を後押ししてまいります。

**○山内佳菜子議員** 今、部長から2つの事業について御紹介いただきましたが、担当者に向うと、いずれも予算枠を超える希望があったと伺っています。

1つ目のものづくり改修支援事業は、希望する企業が多いため、先着順で受け付け、6月補正で組んだ予算枠も、僅か2日だけで埋まってしまったと聞いております。

2つ目の小規模事業者向けの支援事業についても、本年度の採択分は308者ですが、実際に申請があったのは約1.7倍の546件、予算枠内に収めるために、200者以上は補助から漏れてしまった状況です。

では、そのような事業者にどう対応するのかも確認しましたが、この2つの事業は国の交付金を活用したものであり、来年度以降、継続してあるのかは分からないと伺っております。

財源確保策として、国の交付金を活用する工夫も必要ですが、持続的な賃上げを実現するに

は、持続的な取組が必要ではないでしょうか。断続的・一時的ではなく、中長期的な戦略が必要だと感じております。

確認したところ、賃上げの実現に向けた県の戦略、県の計画のようなものはないと伺っております。今議会での議論を機に、御検討いただくよう強く求めます。

次に、価格転嫁を進めることを事業所が宣言する、パートナーシップ構築宣言について伺います。登録状況について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 本県のパートナーシップ構築宣言の宣言企業数は、直近のデータによると272社、宣言率は0.85%であります。

また、同様に、全国の宣言企業数は5万3,757社で、宣言率は1.59%となっております。

**○山内佳菜子議員** 本県の宣言率は、全国の半分程度と非常に低い状態にとどまっています。

それでは、この宣言の拡大に向けた取組について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** パートナーシップ構築宣言は、中小企業における価格転嫁の円滑化やサプライチェーン全体の付加価値向上の観点から、多くの企業に宣言していただくことが大変重要であると認識しております。

このため県では、昨年8月に締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、ホームページや新聞広告による認知度向上のほか、宣言企業に対する補助金の加算措置等を行いながら、普及拡大に取り組んでいるところです。

県といたしましては、今後とも、協定の参画団体による会員企業への働きかけを促進するとともに、参画団体の拡大にも取り組み、パート

ナーシップ構築宣言の宣言企業数の増加に努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 価格転嫁についてですが、9月11日の朝日新聞で、昨年度の全国の企業の内部留保は過去最高額となった一方、もうけから人件費に充てる労働分配率が過去最低水準に下がっている、つまり、大企業ほどため込んでいるとの報道もあっております。

大企業が中小企業との取引価格の引上げを実行しなければ、中小企業では持続的な引上げは困難です。徹底的に取組を進めていただくように求めます。

賃上げの厳しい現状、必要性、現在の取組を点検した上で、賃上げについて最後の質問となります。

最低賃金は、憲法、法律に基づく労働者のセーフティーネットですが、近年は、物価高の影響や人材流出の観点から、その重要性は増してきています。

最低賃金については、公益側、労働者側、使用者側の立場から審議しますが、近年、最低賃金が低い県の知事から、審議会に対し引上げの要請が続いています。

昨年は、佐賀県知事が要請し、全国で一番高い47円の引上げに、今年は、昨年最下位の岩手県知事が要請し、全国2番目に高い59円の引上げとなり、徳島県知事が要請した徳島県では、全国トップの84円もの引上げとなりました。

この流れを受けて、連合宮崎は今年3日、河野知事も要請を行うように求めております。

毎年この時期に「宮崎は最低賃金が全国でも低い」と繰り返されてしまいますが、この時期の知事の言葉、行動は、全国の自治体、宮崎の皆さんへのインパクト、そして一層心強いものになると確信しております。

そこで、知事にお伺いします。最低賃金の引上げのためにメッセージを発信する考えはございませんか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 最低賃金の決定に当たりましては、先ほど答弁でも触れましたが、労働者側、使用者側を含めた関係者の意見も踏まえ、慎重かつ十分に議論を尽くされたものと認識しておりまして、決定に係るプロセスについては、尊重する必要があるというのが私の考えであります。

人口減少が進み、隣県や都市部との人材獲得競争が激化する中、人材確保のためには、最低賃金の引上げはもちろんでありますが、持続的な賃上げの実現を図ることが必要であります。

このため県では、国に対し、全国知事会などを通じて、中小企業等の収益力強化につながる施策の展開などを要望するとともに、生産性向上のための設備投資をはじめ、販路開拓、新事業展開などに重点的な支援を行っているほか、各種支援策の周知広報に取り組んでいるところであります。

賃上げについて一連の御質問がございましたが、賃上げの原資をしっかりと確保できる、そのためには、産業全般の振興を図っていくことが基本であろうかと考えております。

引き続き関係団体等と連携し、経済の好循環につながる賃上げを図るため、厳しい経営環境にある中小企業等への支援を行ってまいります。

**○山内佳菜子議員** 知事が今おっしゃったように、産業振興は大前提でございます。その上で、来年度の予算編成の時期でもあります。また、最低賃金の審議会は来年もでございます。どうか知事、御英断をお願いいたします。

続いて、宮崎空港の受入れ体制についての質

問に移ります。

本日午前にも知事より、11月から台北線が復活することが報告されました。

冬からのソウル便増便に加え、インバウンドの加速が期待され、御尽力いただいた関係者の皆様には心より感謝を申し上げます。

3年後には国スポ・障スポも控える中、宮崎空港の受入れ体制について確認してまいりたいと思います。

そこで、宮崎空港の利用状況について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎空港の利用者数は、令和元年度の約319万人から、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は約91万人まで減少しましたが、昨年度は約302万人と、コロナ禍前の約95%まで回復したところであります。

また、本年度におきましても、昨年9月のソウル線再開による国際線の増加などから、7月までの利用者数が対前年比で約103%と増加傾向にあり、ソウル線の増便等により、利用者は今後も増加していくものと見込んでおります。

**○山内佳菜子議員** 今の御答弁で、一層増加していく見込みであることが確認されました。

既に宮崎空港は、全国90か所ある空港のうち13位と、旅客数ランキングでも上位を占める状況になっております。さらに増えることに期待が高まります。

続いて、今後の国際線に関する県の方針についても、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 日本政府観光局が先月発表した本年7月の訪日外客数では、中国からが最も多く、次いで韓国、台湾、香港となるなど、アジアの国・地域が中心であることなどから、県では、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略において、東アジアを中心と

したグローバル化を進めながら、国際交通ネットワークの構築を図ることとしております。

このため、まずは、ソウル線や再開の見通しとなった台北線の安定した運航など、既存路線の利用促進等に注力してまいります。

さらに、中期的には、訪日需要の旺盛なアジアの各路線をターゲットとした新規路線の誘致にも取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 国際線にも一層力を入れる方針を確認させていただきました。

コロナが落ち着き、インバウンドによる観光客増を目指す中、宮崎をはじめ全国の自治体が、国際線の増便、新規開拓に向けて競争を激化させています。

そのような中、国土交通省としては、安全・安心な輸送を継続するため、保安検査の量的・質的向上を目指す方針も示しております。

そこでお伺いします。宮崎空港の保安検査場の現状と対策について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎空港の保安検査場におきましては、年末年始やお盆等の繁忙期などにおいて、空港の利用者が増加し、混雑する状況が見られているところであります。

このため、宮崎空港ビルなどでは、混雑時に通常閉鎖している保安検査場入り口を開放し、また、お盆には入り口前にスムーズに荷物を流すための準備台を導入するなど、混雑解消に向けた対応に努められているところであります。

また、事業者におきましては、さらなる混雑解消を図るため、複数の利用者が同時に検査レーンを利用できるスマートレーンの導入の可能性について、研究を進められていると伺っております。

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。県としても、必要に応じて、またバックアップする姿勢を引き続きお願いいたします。

御承知のとおり、宮崎空港は、定時出発率世界一の称号を持ち、世界の小規模空港の中でも、世界一、時間どおりに出発できるという、すばらしい空港です。それを実現できるのは、空港業務を担う会社や航空会社の皆さんの御努力のたまもので、改めて敬意を表します。

私は、空港業務の現場で働く若手の皆さんから、お話を聞く機会をいただきました。

「宮崎の空の玄関口として、お客様を時間どおり、安心・安全に目的地までお届けしたい」と矜持を持って臨む姿勢に、私もとてもありがたい気持ちになりました。

一方で、コロナ禍で利用客が減り、職場から仲間が離職、再び業務が忙しくなり、全国的な人手不足となる中、賃金や処遇がよりよい都市部の空港への就職・転職が続いているようです。

「10年前と比べると、お客様のチェックインに対応したり、手荷物を預かったりするカウンターで対応する職員がほぼ半減している。業務の緊張感、負担感が増して若手の離職も止まらず、しわ寄せが来たベテランまで去ってしまうという悪循環に陥ってしまっている。「お客様の安心・安全が担保できない」と怖くなって辞めてしまう子もいる」と切実な声を聞きました。

飛行機への荷物や貨物の積卸しなどを担当する、グランドハンドリング業務を担う職員にも話を伺いました。

荷物の積卸しは、まさに人手が必要な人海戦術であり、飛行機の離着陸時や飛行時のバランスを取るために、当日の乗客数や荷物の状況に

応じて、機内でどの荷物をどこに積み込むかを検討するウェイト・アンド・バランスも、安全・安心な運航に不可欠な技術が求められますが、ベテラン職員も辞めていってしまった方もいらっしゃる、休日に出勤してカバーせざるを得ないというお話も伺っております。

このことは、宮崎だけでなく、国土交通省も全国で起きている深刻な問題として動き始めています。

航空業界は、華やかなイメージの一方で、早朝・深夜を前提としたシフト、低い給与、カスタマーハラスメントなどで、以前から一定の離職が問題となっておりますが、コロナの影響で、業界全体で職員は2割も減少したと言われております。

国土交通省は、航空業界が抱える課題は、会社だけではなく、地域振興や経済に関わる問題であり、国、地方自治体、会社が連携して取り組む課題であることを指摘しております。その上で、空港業務会社が真に望んでいる支援策の実現に向けて検討を行うことを、国は地方自治体に対して求めています。

そこでお伺いします。グランドハンドリング職員の人手不足に関する現状と対策について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 空港の地上業務を行うグランドハンドリング職員は、コロナ禍で離職が相次いだことにより、全国の空港で人手不足の状況が続いております。

このため県では、昨年度、6月補正予算で措置していただいた国際線受入れ体制整備支援補助金により、グランドハンドリング会社の職員募集パンフレットの作成や、空港の複数の会社による合同採用説明会の開催などへの支援を行い、事業者における職員採用の強化を図ったと

ころであり、本年度も同様の支援を行うこととしております。

**○山内佳菜子議員** 様々な取組をいただいていることに感謝しますが、今後さらに増えていくという状況であれば、同様の支援以上の支援についても御検討いただきたいと思っております。

また、現場の皆さんは、低い給与をカバーするための措置として、住居支援や通勤支援ということを求めていると思いますが、国としても、そのような支援が必要であるという例示がなされております。ぜひ御検討ください。

また、現場の皆さんからは同じく、「安心・安全な運航を継続するためには、国、県とも一緒に考えていきたい」という御意見もいただいております。ぜひ意見交換の機会も設けていただくよう御検討をお願いしたいと思います。

次に、宮崎空港の駐車場について質問させていただきます。

駐車場を管理する空港振興・環境整備支援機構宮崎事務所によると、現在は非常に混雑が続いている状態です。通常時の1,070台、緑地帯部分に鉄板を敷いて、さらに250台、そして空港内従業員の方に別の駐車場に移動いただいて確保できる120台分を含めて、現在は何とか1,445台を工面されていますが、最近では、週末だけでなく、木曜日ぐらいから満車になる時間帯があると伺っております。

そこで、宮崎空港駐車場の現状と対策について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎空港駐車場では、連休や週末を中心に満車となるなど混雑しているため、昨年8月には、宮崎空港ビルや航空会社等から駐車場を管理する空港振興・環境整備支援機構などに対し、混雑緩和に向けた対策を取るよう要望が行われております。

そのため、現在、駐車場の拡張に向けた準備が行われており、また、混雑時には、臨時的に駐車場敷地の緑地帯部分が開放されるなどの対策が取られております。

県といたしましても、空港駐車場の利用実態を踏まえた対策を講じていくことが必要でありますことから、昨年度、宮崎空港ビルが実施した駐車場利用調査を支援しており、引き続き、関係者と連携して、空港駐車場の混雑解消に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 今回初めて、駐車場の拡張に向けた準備が行われているということが明らかになりました。利用者も従業員の方も、今後もさらに利用しやすい駐車場となるように求めたいと思います。

空港に関する最後の質問として、宮崎空港から目的地へ行くための二次交通対策について、県としてどのように考えているのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎空港は、市街地から近く、連絡鉄道が乗り入れるなど利便性の高い空港であります。大都市と比べ列車やバスの便数が少ないことなどから、二次交通の対策は大きな課題であると考えております。

このため、これまでも鉄道やバスの事業者は、飛行機に合わせたダイヤ設定等に取り組まれており、県も、空港到着口で鉄道やバスの運行状況を確認できるデジタルサイネージの設置の支援などに取り組んできたところであります。

県としましては、さらなる利便性の向上を図るため、交通事業者等と構成する県バス利用促進協議会において、空港等でのスムーズな接続について検討するほか、鉄道やバスを含めた

様々な交通機関の検索・予約・決済ができるMa a Sの普及促進を図るなど、引き続き空港からの二次交通の充実に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** インバウンド対策と受入れ体制の充実はセット、そのような考えで今後も引き続き取り組んでいただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

皆さんはコウライオヤニラミを御存じでしょうか。本日の宮崎日日新聞1面では、環境省が昨日、生態系に被害を及ぼしている外来生物を載せる生態系被害防止外来種リストの中に、このコウライオヤニラミを追加する候補として検討を始めたことが紹介されました。

現在、国内では唯一、本県の大淀川で確認されている外来種です。本来は朝鮮半島原産ですが、日本では、観賞魚として1匹数万円から数千円程度で販売され、人気があるようです。

しかし、2017年には本県の大淀川で確認され、今年6月の宮日新聞報道でも、「大淀川でまん延」との記事が掲載されております。

その高い肉食性から、在来種を脅かしかねないと、専門家の間でも強い危機感を持って受け止められたようです。

そこでお伺いします。外来魚コウライオヤニラミの生息状況と、本種の分布が拡大した場合、内水面の水産資源等へどのような影響があるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（殿所大明君）** コウライオヤニラミは、本来は国内に生息しない朝鮮半島原産の外来魚であり、観賞用として飼育されていたものが放流されたことにより、県内河川に侵入したのではないかと推測されます。

平成29年に、国内で初めて大淀川支流の萩原川で確認された後、令和3年の調査では、萩原川における生息数の増加を、本年7月の調査で

は、大淀川上流域の広い範囲に分布が拡大していることを確認したところです。

強い肉食性であるコウライオヤニラミの分布が拡大すれば、従来から河川に生息する魚が捕食され、内水面漁業にも影響が生じることが懸念されます。

**○山内佳菜子議員** 早期の封じ込めが必要だと思います。

そこで、コウライオヤニラミに対しての県のこれまでの取組と今後の取組について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（殿所大明君）** コウライオヤニラミの県内でのさらなる分布拡大を防ぐには、まずは生息が確認されている河川での増加を抑制する必要があります。

このため県では、関係漁協と対応を協議し、昨年9月に萩原川において駆除を実施したほか、内水面漁場管理委員会は、漁業法に基づき、本年8月に、生きたままの持ち出しと県内河川への放流の禁止を定めた指示を発出するとともに、県が釣具店への訪問などにより、指示内容の周知を図っているところであります。

今後は、駆除を継続しながら分布状況の監視を強化するとともに、駆除の効率を高めるため、大学などと連携して、生態の把握などにも取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 迅速な御対応に感謝申し上げます。

また、本日報道があったリストの追加候補についても、大きな前進ではありますが、まだ国の特定外来生物には指定されていません。あくまでも県の予算と権限内での対応にとどまっているのが現状です。指定されていない外来生物へ対応できる国の制度・予算といったメニューは、現在のところ、ないとも聞いております。

指定されれば罰則が強化され、国の予算・対応が受けられる期待も高まります。

そこでお伺いします。コウライオヤニラミの特定外来生物への指定を国に対して求める考えはありませんか。また、本県で封じ込めるために、国にも対策や連携を求める考えはないのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（長倉佐知子君）** 特定外来生物は、外来生物法に基づき、外来種のうち、生態系や農林水産業等へ被害を及ぼすもの、またはそのおそれがあるものの中から指定された生物であり、現在、162種が指定されております。

特定外来生物の放出や移動等は、法律により禁止されており、違反した場合、重い罰則が科せられることから、特定外来生物への指定は、生息域の拡大抑制に有効であります。

コウライオヤニラミの生態系や内水面漁業への影響に対する懸念については、環境省と情報共有しており、来月にも正式に、特定外来生物への早期指定について要望することとしております。

また、指定されるまでの間、生息域の拡大を抑制する対策についても、環境省に協議等を行ってまいります。

**○山内佳菜子議員** 来月にも正式に県として要望されるとの確認ができました。都道府県レベルで指定を求める要望を行うことは、これまでになかなかないことだとも聞いておりまして、その御対応に改めて感謝を申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。

道路沿いに、県立図書館や県立博物館、古賀総合病院などが並び、宮崎と高鍋を結ぶ県道宮崎高鍋線について、沿線に住む皆さんの切実な声が上がっています。

例えば、「朝明けないうちから大型車両が走り、振動を感じる」「振動で目が覚める」「車の交通量が多くて、道路沿いの自宅から車を出すために5分ぐらいかかる」といった内容で、特に朝夕の交通量の多さ、大型車両による騒音や振動の御意見があり、今年8月も宮崎土木事務所職員にお越しいただき、地元の皆さんが、調査やそれに基づく交通環境の改善を求める要望を行いました。

そこでお伺いします。県道宮崎高鍋線の池内南交差点周辺において、地元から交通量の増加に伴う渋滞対策など様々な要望が出されていますが、道路管理者としての対応について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県道宮崎高鍋線の池内南交差点周辺では、交差する宮崎西環状線において、大淀川に架かる相生橋が開通したことに伴い、交通量が増加し、朝夕を中心に渋滞が発生しております。

このような状況にあることから、先月、池内地区自治会の皆様と現地立会いを行い、今月にも朝の時間帯の渋滞状況を確認するとともに、沿道環境への様々な影響について、直接地域の声を伺ったところです。

引き続き、地域の皆様の御意見を参考にしますとともに、現地の状況を詳細に把握するため、まずは交差点周辺の渋滞調査や交通量調査などを行ってまいります。

**○山内佳菜子議員** 現地調査については、日高陽一議員とともに立会いをさせていただきました。今後も引き続き丁寧な対応を求めたいと思います。

それでは最後に、県立図書館について6問お尋ねします。

今年の9月議会から質問を重ねていますが、

進捗状況を確認してまいります。

まず、県立図書館の図書収蔵について、これまでの取組を教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立図書館の図書の収蔵につきましては、昨年度末より県外の同様の課題を抱える複数の図書館を視察し、現状や対応策について情報収集を行ってまいりました。さらに、県内全ての図書館の収蔵スペースの状況や対応についても、調査を行ってきたところであります。

また、県立図書館の現有施設を活用した書庫の増設につきましては、建設関係の専門家や関係者に意見いただくなど、協議を行っているところであります。

今後とも、これらの検討を進めるとともに、資料のデジタル化や除籍基準の見直しなどの対応策を同時に進めることで、安定的な収蔵スペースの確保に努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。

続きまして、昨年11月議会で、県立図書館の整備について、中長期的な視点での今後の取組を質問した際、教育長が「関係団体や有識者などを交えた協議会を設けて研究を進める」と御答弁いただきましたが、そのことについて伺います。

県立図書館における中長期的な方向性を検討する協議会について、現在の進捗状況と今後の進め方をお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立図書館は、開館から120年以上にわたり、県民の読書や学びを支える「知の拠点」として、県民サービスに努めてまいりましたが、時代の変化に伴い、デジタル化に対応した図書館サービスの拡充や、図書収蔵スペースの確保といった課題も見られてきました。



今年度8月に開催した県立図書館協議会において、図書館の現状と課題を示し、図書館サービスの周知の在り方など、一般的な運営について御意見をいただいたところであります。

現在、他県の先進的な取組の視察や情報収集を行っており、今年度中に、これからの図書館の在り方について、有識者等を交えた議論する場を設ける準備を進めているところであります。

今後とも、よりよいサービスが提供できるよう、体制づくりに努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 今年度中に議論いただけると伺いました。

続いて、同じ11月議会で教育長は、全県的な新しい図書館ネットワークの構築についても御説明いただきました。その進捗状況と今後の進め方について伺います。

**○教育長(黒木淳一郎君)** 県内の市町村立図書館や大学図書館は、各館の特徴や強みを生かした図書館運営を行っておりますが、図書の利用促進や図書資料の不足、収蔵スペースの確保等、それぞれに課題もございます。

県民の読書環境を整備し、要望等に応じていくためには、各館の強みを生かしつつ、課題を相互に補完し、全県的な図書館の役割分担を踏まえた新しいネットワークを構築することが必要であると考えております。

そのため、ネットワーク構築のための会議を10月に開催できるよう、8月に準備委員会を実施したところであります。

今後、各館の強みや課題を共有しながら、県内の図書館が一体となって連携し、県民への読書サービスの向上に努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 県立図書館に加えて、33の市町村立図書館、8つの大学図書館の間で、強

みや課題を共有するということです。これは、全国でも珍しい、すばらしい取組だと思いません。期待しております。

今回は、「読書県みやぎき」として、県民の読書環境を守る立場から、書店についても新たに質問させていただきます。

皆さんにとって一番近い書店はどちらでしょうか。最近、身近な書店が消えていることが全国で問題になっております。

県内でも、26市町村のうち10市町村が既に無書店で、椎葉、諸塚、美郷、木城、西米良、綾、国富、高原、三股、そして串間市で書店がなくなっているという情報があります。

本県の現状を知る一つのデータとして、宮崎県書店商業組合に加盟している書店数について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(川北正文君)** 宮崎県書店商業組合によりますと、同組合に加盟している県内の書店数は、昭和63年の発足時は116店でありましたが、10年前の平成26年には40店となり、その後、年々減少を続け、現在は19店となっております。

**○山内佳菜子議員** なかなか県内の書店の実態をつかむ数字がないということで、組合の書店数をお示しいただきました。

スマホや動画などの娯楽の多様化に押され、本と雑誌の市場はこの30年間で6割も縮小したとの分析もありますが、宮崎県の組合の書店数を見ても、この30年余りで僅か2割にまで激減し、厳しい様子が伝わってきます。

国も対策に乗り出しました。今年3月、経済産業省は書店振興に向けたプロジェクトチームを設置、6月には、文部科学省も図書館と書店の連携実践事例をまとめるなど、国の動きが加速しています。

「書籍のデジタル化が進む中でも、人々の憩いの場である書店を共存させたい」という宮崎県書店商業組合、岩切理事長の御協力を得て——本日も傍聴席でお話を聞いていただいておりますが——今年7月には、県立図書館、生涯学習課、商工政策課と、書店振興に係る意見交換会を初めて開かせていただきました。

まずは、現在抱えている課題や県の取組を共有させていただきましたが、「こういう場がこれまでになかった。ぜひ継続を」という声もいただいております。国の動きを捉え、時期を逃がさないためにも、継続することの必要性を痛感しております。

その場でも共有いただきましたが、改めて伺います。本県における書店振興の取組について、商工観光労働部長と教育長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 地域の書店を含め、県内事業者を取り巻く環境は、消費者ニーズの変化や物価高騰の影響などにより、大変厳しい状況にあります。

このため県では、事業者の稼ぐ力の強化を目的として、省力化やキャッシュレス決済に対応するための機器の導入経費などの補助を行っており、商工団体においても、経営相談に取り組むなど、事業者の事業継続・発展を支援しているところです。

今後とも、こうした支援策の周知に努め、書店の皆様にも御活用いただき、地域商業の活性化に向けて取り組んでまいります。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 地域の書店は、県民の読書を支える文化振興の拠点として大変大切な存在であり、私自身、書店をよく利用し、様々な書物との出会いを楽しんでおります。

本県において、「読書県みやざき」を推進するには、書店の皆様の御協力が必要不可欠であ

ると考えております。

そのため県教育委員会では、書店の方に読書推進委員会へ御出席いただいたり、イベントの企画・運営に携わっていただいたりするなど、県民の読書への機運を高める取組を共に推進してまいりました。

今後、書店の魅力を紹介するパネル展を県立図書館で初めて開催するなど、県民があらゆる機会に読書に親しめるよう一層努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 経済産業省の検討がまだ始まったばかりで、なかなか具体的な事業化が進んでいないと伺っております。

また、そのような中、教育委員会の取組として、今年3回目を迎えた「読みフェス」に加え、今年は、10月16日から県立図書館で「読書県みやざきを支える本屋さん」という企画展も開催されると伺っております。引き続き先行した取組をお願いいたします。

図書館と書店の連携については、全国の図書館が模索しています。

鳥取県立図書館では、購入する本を地元書店が持ち込んだ書籍から選ぶそうです。地元書店が収益を得られる利点があり、県の書籍と雑誌の購入予算約1億円のうち、9割以上を地元書店からの購入に充てています。

東京都町田市では、図書館の本を書店で受渡しするサービスを始め、書店の売上げも2割伸ばしたそうです。

「読書県みやざき」を掲げる本県としても、地域の書店を守り、県民が本を選び、本を読む、豊かな読書環境を守り育てていくべきではないでしょうか。

最後の質問です。地域の書店を守る取組について、知事の受け止めに伺います。

○知事(河野俊嗣君) 生活スタイルの多様化に伴いまして、我々が本に接する機会というのが、地域の書店・図書館に加え、ネット書店の普及などにより、その選択肢が広がってきております。

一方で、地域の書店は、書籍販売における利益率の低さやインターネット販売の拡大などから、厳しい経営状況にあります。

今年3月時点の業界団体の調査によりますと、書店がない自治体というものが全国で約4分の1、本県でも10の市町村において書店がないということでもあります。

このため国では、御紹介がありました、骨太の方針において書店の活性化を掲げるとともに、今年3月に設置した「文化創造基盤としての書店の振興プロジェクトチーム」において、現在、支援策の検討を行っていると同っております。注視しているところであります。

地域の書店は、棚一面に並んだ本が一度に視野に入り、ふだん手にしないような本に偶然巡り会えるなど、書店ならではの魅力があるほか、身近に本に触れることができる貴重な場所だと考えております。

図書館もそうですが、大きな図書館、大きな本屋には、品ぞろえという点でも魅力がありますが、小さな書店には、こだわりの選書、本が選ばれたりする、それを見るのを楽しみに、私も行く先々で本屋に顔を出したりいたします。

県としましては、国の検討動向を注視しながら、引き続き、事業者との意見交換等を通じて、実態の把握や課題整理に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 事業者との意見交換を継続いただけるという、知事のお言葉もいただきました。ありがとうございます。県では解決でき

ない、国の事業が絡むお話もたくさん伺っております。引き続き意見交換をぜひお願いしたいと思っております。

また、これまで宮崎県では着手できていなかった書店の実態の把握や課題の整理に乗り出すということについても、前向きな御答弁をいただいたと受け止めております。経産省の動きに加えて、ピンチをチャンスに変えてまいりたいと考えております。

賃上げや航空業界、書店と、宮崎の経済について学び直す議会の質問となりました。経済を守ることは、働く一人一人を守ること、宮崎で根を張り、奮闘いただいたお店・産業を守ること、宮崎の人々が紡いだ歴史や文化を守ることだと思いを巡らせながら、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で一般質問は終わりました。

---

### ◎ 議案に対する質疑

○濱砂 守議長 次に、今回提案されました議案第1号から第21号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、今回提案されております議案についての質疑を行わせていただきます。

まず、議案第7号「工事請負契約の締結について」です。

環境配慮型県庁立体駐車場整備事業ですが、契約金は14億4,100万円、契約の相手方は、坂下

・戸高・ごとう・オープランニング事業共同企業体で、随意契約となっています。

先ほど一般質問でも取り上げられまして、概要は分かりましたが、契約方法を一般競争入札ではなく随意契約とした理由について伺いたいと思います。

**○総務部長（吉村達也君）** 立体駐車場整備事業は、公用車の電動化や公用車駐車場の集約を進めるため、企業局南駐車場の敷地に充電設備や太陽光パネルを備えた駐車場を整備するものであります。

発注実績のない施設であることから、民間のノウハウや専門技術を最大限活用して整備するために、設計から施工までを一体的に請け負う事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用しており、応募者の中から、技術力や企画力、価格など、総合的に評価が最も高かった事業者と随意契約を締結することになります。

**○前屋敷恵美議員** 分かりました、ありがとうございます。

次に、議案第21号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」についてです。

この補正予算は、今年8月8日に起きた日向灘沖地震への対応に要する経費ですが、そのうち4点について伺いたいと思います。

まず、南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善事業、3億1,308万2,000円についてです。

県有施設に設置した避難所に整備するマンホールトイレやトイレカーの導入を行う予算となっていますが、どれほどの整備がされるのか、避難所の箇所数も併せて伺いたいと思います。

**○危機管理統括監（児玉憲明君）** 県内で指定避難所となっている県有施設は42施設あります。

このうちマンホールトイレは、下水道が整備されている25施設に合計80基を整備する予定としております。

なお、下水道が整備されていないなどの理由でマンホールトイレの整備を行わない残りの17施設につきましては、備蓄トイレを追加で購入いたします。

トイレカーについては3台導入し、マンホールトイレが整備できない施設を中心に運用することとしております。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

次に、社会福祉施設等災害復旧事業、9,587万円についてです。

被害に遭った福祉施設等への対応ですが、どれほどの施設の復旧となるのか、具体的な内容をお聞かせください。福祉保健部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 当該事業は、被災した社会福祉施設等の復旧に要する費用の一部を助成するものであり、建物に加えまして、排水・給水設備といった、建物と一体的に整備されている設備の復旧費も助成対象となります。

今回の補正による助成対象施設は、全て日南市に所在する施設であり、老人福祉施設等が4、障がい福祉施設等が2、保育所等が5の合計11施設です。

主な被害の内容は、天井パネルの崩落や床、壁面の亀裂、給水管の破損などがございます。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

次に、木造住宅等耐震化支援事業、1,840万円について伺います。

この事業は、当初予算に上乗せする形での追加予算ですが、今回の補正予算では、耐震診断及び改修工事はどれほどの戸数を見込んでの予

算なのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

県土整備部長、お願いいたします。

○**県土整備部長（桑畑正仁君）** 木造住宅等耐震化支援事業は、市町村が窓口となり、国、県、市町村で費用を負担し、耐震診断や改修工事等への補助を行っております。

耐震診断は、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震性能の評価を行うもので、最大で13万円の補助が受けられ、診断の結果、基準を満たさない住宅については、100万円を限度に改修工事費用の8割の補助が受けられます。

今回の補正予算では、耐震診断を360件、改修工事を40件見込んでおります。

○**前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

では、最後になりますが、漁港災害復旧事業費、3億6,000万円についてです。

被害に遭った漁港に対する復旧事業ですが、事業の概要をお聞かせいただきたいと思ひます。農政水産部長、お願いいたします。

○**農政水産部長（殿所大明君）** 8月8日に発生した日向灘沖の地震により、宮崎市と日南市の漁港におきまして、漁港の岸壁や道路に段差や割れ目が生じるなどの被害があったところで

す。そのため、今回の補正予算では、油津漁港など6漁港の復旧に要する経費について、増額を行うものであります。

○**前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

あとの議案などにつきましては、委員会その他でまた深めさせていただきたいと思ひます。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**濱砂 守議長** ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

---

◎ **議案第9号から第20号まで採決**

○**濱砂 守議長** ここで、公安委員会委員、教育委員会委員及び公害審査会委員の任命の同意についての議案第9号から第20号までの各号議案についてお諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**濱砂 守議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第9号から第20号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**濱砂 守議長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

◎ **議案第1号から第8号まで及び第21号、報告第1号並びに請願委員会付託**

○**濱砂 守議長** 次に、議案第1号から第8号まで及び第21号、報告第1号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

---

◎ **議案第22号から第26号まで上程**

○**濱砂 守議長** 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第22号から第26号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 それでは、議案の概要について御説明いたします。

初めに、議案第22号「令和5年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、令和5年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,007億9,117万9,000円、歳出6,771億8,444万1,000円となっており、令和6年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は134億8,589万9,000円となっております。

令和5年度の決算につきましては、新型コロナ対策の減などにより、歳入・歳出ともに減少となり、実質収支も前年度と比べて減少しております。

今後の財政運営におきましては、年々増加する社会保障関係費に加え、国土強靱化対策をはじめとする防災・減災対策や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に係る経費、物価高騰への対応などに、多額の財政負担が見込まれます。

このような中であっても、宮崎再生を着実に推進し、県民の暮らしや地域経済の早期回復を図るとともに、日本一挑戦プロジェクトを通じて、本県を新たなステージへと押し上げていくため、今後とも財政健全化への継続的な取組を行いながら、将来を見据えた施策を推進してまいります。

次に、議案第23号から第26号までは、令和5

年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計の決算につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が2件ございますが、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和5年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書につきましては、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日19日から29日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時5分散会